

須坂市臥竜公園エリアの官民連携
リノベーションによる活性化事業検討調査

報 告 書

令和2年3月

須 坂 市

株式会社オリエンタルコンサルタンツ

目次

| | |
|--------------------------|-----|
| 1. 本調査の概要 | 1 |
| 1.1 調査の目的 | 1 |
| 1.2 自治体の概要 | 1 |
| 1.3 事業発案に至った経緯・課題 | 3 |
| 1.4 検討体制の整備 | 6 |
| 2. 本調査の内容 | 7 |
| 2.1 調査の流れ | 7 |
| 3. 前提条件の整理 | 8 |
| 3.1 対象施設の概要 | 9 |
| 3.1.1 対象エリア及び施設の設定と概要整理 | 9 |
| 3.1.2 現状の管理諸元の整理 | 16 |
| 3.2 施設機能の検討 | 28 |
| 3.2.1 利用実態の把握 | 28 |
| 3.3 民間事業者参画可能性把握 | 47 |
| 3.3.1 トライアルサウンディングの実施 | 47 |
| 3.3.2 民間事業者ヒアリング調査 | 52 |
| 3.4 法令等の整理 | 57 |
| 4. 事業化検討 | 83 |
| 4.1 事業手法の検討 | 83 |
| 4.1.1 包括管理に関する事業手法の検討 | 83 |
| 4.1.2 民間事業者のインセンティブの設定 | 86 |
| 4.1.3 区市・所管連携に向けた検討 | 89 |
| 4.2 官民連携プロジェクトチームの運営 | 94 |
| 4.2.1 官民連携プロジェクトチームの運営概要 | 94 |
| 4.2.2 官民連携プロジェクトチーム検討内容 | 98 |
| 4.2.3 官民連携プロジェクトチームの効果 | 106 |
| 4.3 事業手法の整理 | 115 |
| 4.3.1 動物園などのリニューアル案 | 115 |
| 4.3.2 官民連携事業スキームの設定 | 126 |
| 4.4 検討結果・結論 | 135 |
| 4.4.1 本件調査の結果得られた示唆 | 135 |
| 4.4.2 調査結果及び示唆に基づく結論 | 136 |
| 4.5 リスク分担の考え方 | 137 |

| | |
|----------------|-----|
| 5. 今後の進め方 | 138 |
| 5.1 ロードマップ | 138 |
| 5.2 今後の課題や懸念事項 | 139 |

参考資料

1. トライアル・サウンディングに関する資料

| | |
|----------------------------|---------|
| ① 須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針 | 参考 1- 1 |
| ② 須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施要領 | 参考 1- 4 |
| ③ トライアル・サウンディング募集チラシ | 参考 1-12 |

2. ヒアリング調査・アンケート調査に関する資料

| | |
|------------------------|---------|
| ① 須坂市動物園職員ヒアリング票 | 参考 2- 1 |
| ② 動物園事例の整理 | 参考 2- 3 |
| ③ 関係所管課ヒアリング票 | 参考 2- 6 |
| ④ 民間事業者ヒアリング依頼文 | 参考 2- 9 |
| ⑤ 民間事業者ヒアリング票 | 参考 2-11 |
| ⑥ 民間事業者ヒアリング時の配布資料 | 参考 2-15 |
| ⑦ 講演会・映画上映会参加者アンケート調査票 | 参考 2-18 |
| ⑧ プロジェクトチームアンケート調査票 | 参考 2-20 |

3. 官民連携プロジェクトチームの運営に関する資料

| | |
|------------|---------|
| ① 第一回講演会 | 参考 3- 1 |
| ② 第一回意見交換会 | 参考 3-28 |
| ③ 第二回講演会 | 参考 3-30 |
| ④ 第二回意見交換会 | 参考 3-47 |
| ⑤ 映画上映会チラシ | 参考 3-55 |
| ⑥ 第三回講演会 | 参考 3-56 |
| ⑦ 第三回意見交換会 | 参考 3-75 |
| ⑧ 第四回意見交換会 | 参考 3-91 |

1. 本調査の概要

1.1 調査の目的

本調査は、須坂市臥竜公園が市民サービス・利便性の向上の観点から都市公園内の「公の施設」の見直しによる観光・交流施設への機能充実転換と再編整備や、老朽化した都市公園、動物園の改修及び魅力向上を官民連携により実現するため、また、臥竜公園エリア（臥竜公園、動物園、百々川緑地）価値向上のために隣接する県有運動施設や県管理河川内施設も含めた「面的な包括管理」及び民間事業者の参入による活性化を県市連携、所管連携で実現するため官民連携事業の導入や実施に向けた検討調査を実施しようとするものである。

1.2 自治体の概要

(1) 須坂市の位置

須坂市は、長野県の北部、長野盆地（善光寺平）の東部に位置し、千曲川をはさんで長野市と接している。上信火山帯の根子岳、浦倉山などの険しい山岳地帯に源を発する鮎川、百々川、八木沢川、松川が押し出した大きな扇状地上に市街地が形成されている。

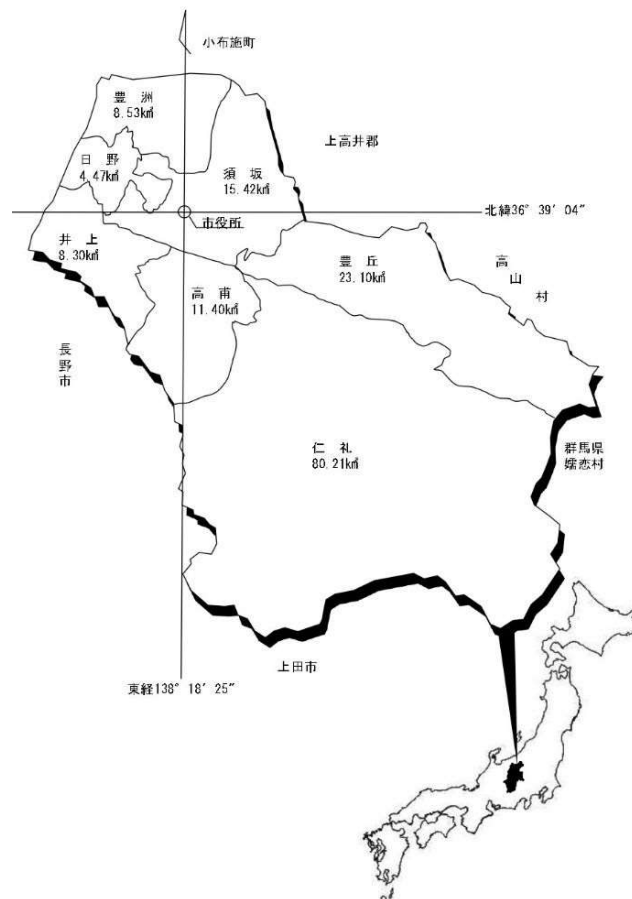


図 1.1.1 須坂市の位置

出典：須坂市の統計

(2) 須坂市の人口

須坂市の人口は、平成10年の5万4,833人をピークに減少に転じ、平成21年には5万2,667人となっている。平成21年の自然動態は出生が401人、死亡が541人と出生が140人下回っている。同様に社会動態は平成21年の転入が1,648人、転出が1,733人と転入が85人下回り、人口の「自然減」と「社会減」により人口全体の減少傾向が続いている。自然動態では、平成15年以降死亡者数が出生者数を上回る自然減に転じ、社会動態は、平成10年以降転出者数が転入者数を上回り、それ以降は転入者数と転出者数とも減少傾向となっている。ただ、平成15年以降、転入者数が前年を上回る年もあるなど、社会動態の減少幅が小さくなっている傾向もある。

人口総数：50,536人

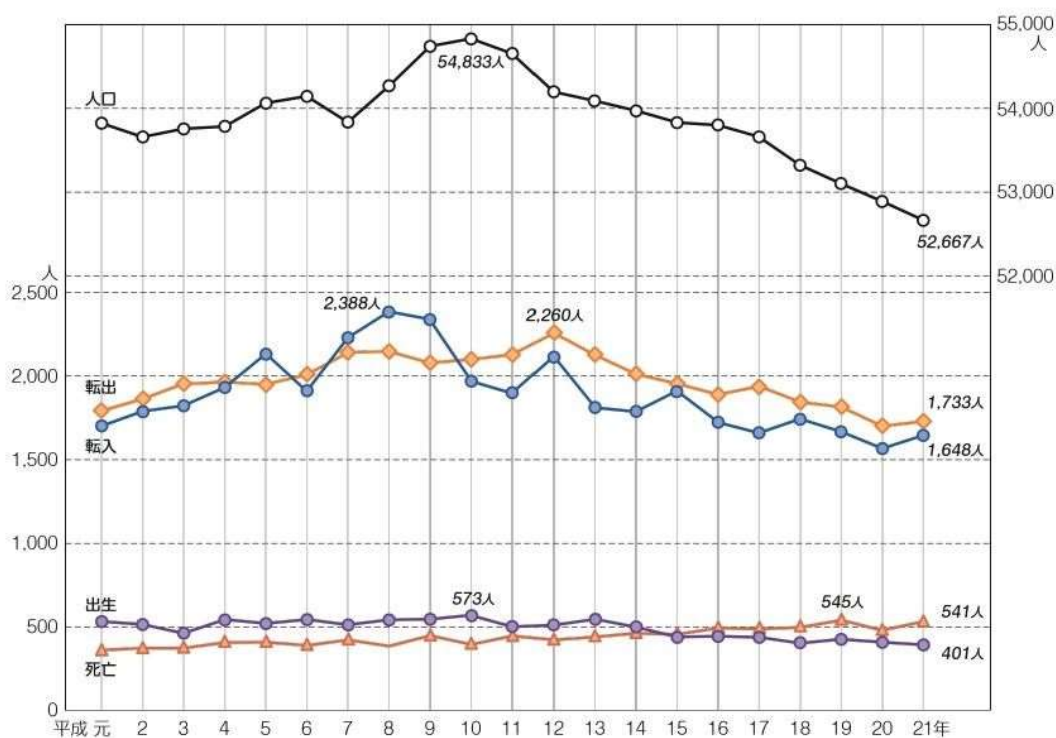
男性人口：24,562人

女性人口：25,974人

世帯数：20,051世帯

(令和2年2月1日現在 住民基本台帳登録人口)

【須坂市の人口推移グラフ】



出典：「国勢調査報告」及び「毎月人口異動調査結果報告」

図 1.1.2 須坂市の人口推移

(3) 公園の課題

公園は、子どもたちの遊び場だけでなく、市民の生活における身近な交流の場、憩いの場として、また、災害時には防災機能など多様な役割を担う重要な施設である。緑化や快適な環境づくりに向け、公園整備やその維持管理においても、市民の参加が必要である。

臥竜公園は市民の憩いの場であり、市外からも多くの観光客が訪れる公園であるが、桜の樹勢回復、竜ヶ池の水質浄化、老朽化した動物園施設の計画的な改修などが必要である。

(4) 須坂市民間活力導入指針

市は、最少の経費で最大の市民満足が得られるサービスを提供するため、民間において提供されているサービス、代行できる業務は、行政関与の必要性、市場原理の視点から見直し、積極的に民営化、民間委託を進めて、効率化を図っていく。

本指針は、民間活力を導入する際の導入形態、事業者の選定、市民への説明、事業者に対する指揮・監督等について、共通の基準を設けるものである。

本指針の基本的な考え方は、市民が行政に期待している役割を認識し、市民が安心できるサービス水準を確保しながら効率化を図るために、民間活力の導入に際しては、公平性、透明性及び競争性を発揮するとともに、持続発展可能な地域社会の確立に寄与することとする。この考えを整理すると、次の4点になる。

1. 行政と民間の役割分担の見直し
2. 公平で公正な事業者の選定
3. サービス水準の確保
4. 地域の活性化

1.3 事業発案に至った経緯・課題

(1) 自治体が抱えている課題

課題1 縣市連携・所管連携

エリア内の施設は、本市所管の施設だけでなく県所有の県民運動場や県管理の百々川河川敷で構成されていること、また各施設の管理者も異なることから、相互連携や民間活力導入が実施されておらず市域で一番の都市公園でありながらそのポテンシャルの発揮は十分とはいえない。

課題2 人材育成

須坂長野東 IC 周辺地区に地域未来投資法による大規模な新複合交流拠点（インター周辺大規模観光集客施設等 内容：①インフォメーションセンター②農産物と加工品販売所③郷土食ダイニング④体験型アミューズメント⑤イベント空間）が計画されており、この新交流拠点と連携し、中心市街地エリアの都市交流拠点（博物館・まちの駅 26 施設、文化施設等）とともに、相乗効果を上げる重要な観光・交流拠点として公園エリアの魅力向上が必要である。

これらの取組みに重要なのは、関係する行政及び民間での官民連携に取り組む機運を醸成することと人材育成である。

課題3 動物園のリニューアル及び魅力向上

臥竜公園エリアの各施設は、人口減少や施設の老朽化などにより、利用者の減少や稼働率の低下などが著しく、その機能の見直しや大規模改修が求められている。

多くの市民に愛されている動物園は、小規模ながらも交流人口確保に貢献しており、その持続的経営のためにリニューアル及び魅力向上の取組みが喫緊の課題となっている。

(2) 上位関連計画との関連性

当業務の対象施設に関する上位関連計画を運営理念、施設整備、維持管理の観点で整理した。

表 1.1.1 上位関連計画

| 関連項目 | | 『第5次須坂市総合計画』(H23.3月) | 『須坂市都市計画マスタープラン2019』 | 『須坂市景観計画』(H25.10月) | 『水と空とみどりのプラン 第二次須坂市環境基本計画』(H23.3月) |
|-----------|-----------|---|---|---|---|
| 運営理念 | 臥竜公園エリア全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・臥竜公園は市民のみなさんの憩いの場 ・市外からも多くの観光客が訪れる公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然によって織りなされている須坂の美しい風景 ・臥竜公園は観光・レクリエーションの拠点として市民の憩いの場 ・公民館を暮らしての拠点として位置づけ、地域のコミュニティの維持充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・須坂市街地や北信5岳や北アルプス望める眺望の保全 | <p>公園や緑地は、子供たちが遊ぶ場所としてだけでなく、身近な憩いの場としての機能、また緑の拠点としての機能をもつ存在</p> |
| | 須坂市動物園 | <ul style="list-style-type: none"> ・手づくりによる「ふれあい」と「いやし効果」の高い動物園 | — | — | — |
| 施設整備・維持管理 | | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した遊具の更新や施設改修 ・整枝剪定や土壌改良により、桜の授勢回復 ・竜ヶ池の水質浄化 ・臥竜山、百々川緑地の松の整枝剪定し、維持保全を推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による維持・管理の推進 ・公園と百々川をはじめとした河川緑地や寺社などを散策路で繋ぐなど、公園・緑地のネットワーク化 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合った公園・緑地の適切な整備 |

(3) これまで実施している施策や調査等

これまでに、須坂市では次の施策や調査等を実施してきた。

- 2002年度 市民の森整備基本計画策定
- 2010年度 須坂市動物園の今後のあり方検討
- 2018年度 臥竜公園里山整備利用推進基本構想作成
竜ヶ池周辺施設長寿命化計画作成
施設のあり方プロジェクトチーム結成

(4) 当該事業の発案経緯と必要性

臥竜公園エリアは市域で一番の都市公園でありながらエリア内の施設は、県と市で土地所有が分かれていること、各施設管理者も縦割りで相互連携や民間活力導入が出来ていないことからポテンシャルの発揮が十分ではない。

この課題を解決するためには、現在の臥竜公園エリアの①空間のあり方の変革②エリアを規定する制度の変革③エリアの各施設を運営管理する組織の変革を必要とする。そのためには、関係者や行政、市民の意識を変えることが重要であり、先導的取組みを必要としている。

この取り組みにより、後続事業である須坂長野東IC周辺市区の観光集客施設等新複合交流拠点の整備や中心市街地の都市交流拠点へのPPP/PFI導入機運盛り上げと人材育成につなげるため、この調査を機会とし、官民連携を加速する。また、この3拠点が相互に相乗効果を発揮することにより、須坂市全体の活性化へ波及させることが求められている。



図 1.1.3 関連事業との関係

1.4 検討体制の整備

(1) 庁内の検討体制

1) 担当部署名

まちづくり推進部まちづくり課臥竜公園事務所

2) その他関連する庁内の検討組織等

プロジェクトチームを設置

表 1.1.2 プロジェクトチームの概要

| | 人数 | 備考 |
|----|-----|--|
| 民間 | 3名 | 須坂景観づくりの会（会長）、須坂経営革新塾（会長）須坂市空家等対策協議会（委員） |
| 行政 | 11名 | 須坂建設事務所、生涯学習スポーツ課、総務課、政策推進課、財政課、商業観光課、商業観光課（地域おこし協力隊）、農林課、まちづくり課、臥竜公園管理事務所 |

(2) 民間の関係者との協力体制

国土交通省の「先導的官民連携支援事業」の本調査実施にあたっては、アドバイザーとして、国土交通省が公募した「PPP 協定パートナー」として各地でセミナーを開催しており、また、公園等の指定管理者としての実績もある、株式会社オリエンタルコンサルタンツに委託した。

PPP(Public-Private-Partnership)協定について



国土交通省とPPP協定を締結した民間事業者が、協定パートナーとして、地方公共団体職員・地場企業向けにセミナーの開催、コンサルティングの実施、データベースの提供を行います。

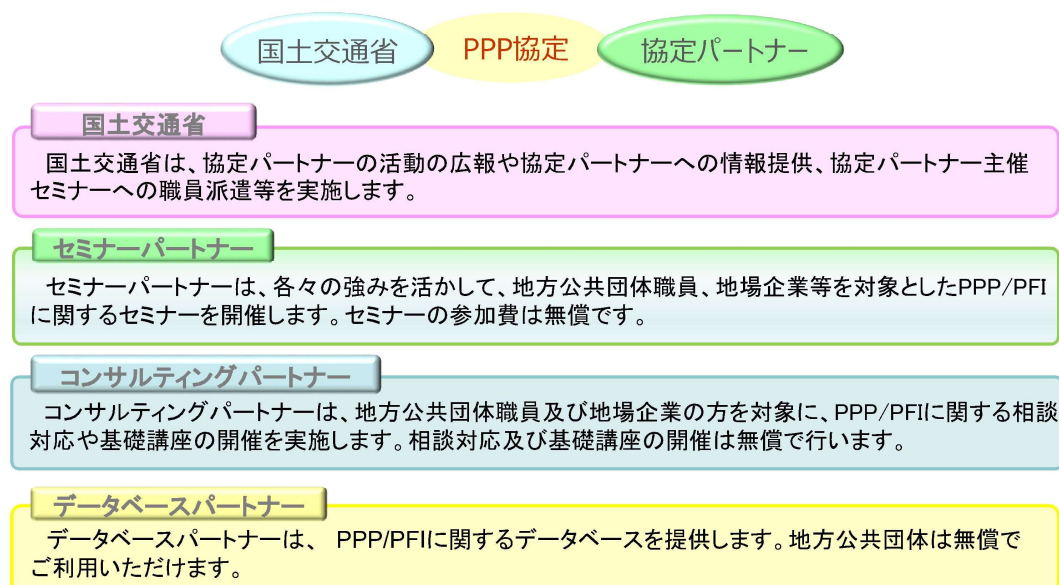


図 1.1.4 PPP 協定の概要

2. 本調査の内容

2.1 調査の流れ

(1) 現状の管理状況及び収支の整理

臥竜公園エリア内の各施設の管理、利用状況及び収支の整理を行った。収支は、『須坂市一般会計・特別会計決算書』『主要施策成果説明』より対象施設の該当項目より算出した。

(2) プロジェクトチーム（PT）による意見交換会

官民によるプロジェクトチームを組成し全4回の意見交換会を実施した。

意見交換会に合わせて、講演会も実施し人材育成と官民連携事業の導入に向けた意識の醸成を行った。

(3) 関係者ヒアリング

トライアルサウンディング事業者、民間事業者、動物園職員、関係所管課へヒアリングを行い、実態の把握と民活導入への課題を抽出した。

(4) 事業スキームの検討

現状の管理状況及び収支の整理や、関係者ヒアリングの結果より、事業スキームの検討を行った。臥竜公園エリア内の個別施設について民活導入時の収支改善率や課題から評価を行い、民活導入範囲及び対象施設の検討を行った。

また、トライアルサウンディング事業者及び民間事業者へのヒアリング結果より、民間参入を促進する条件の検討を行った。

(5) リニューアル案の検討

意見交換会やヒアリングの結果から動物園及び臥竜公園エリア内のリニューアル案を作成した。

(6) とりまとめ

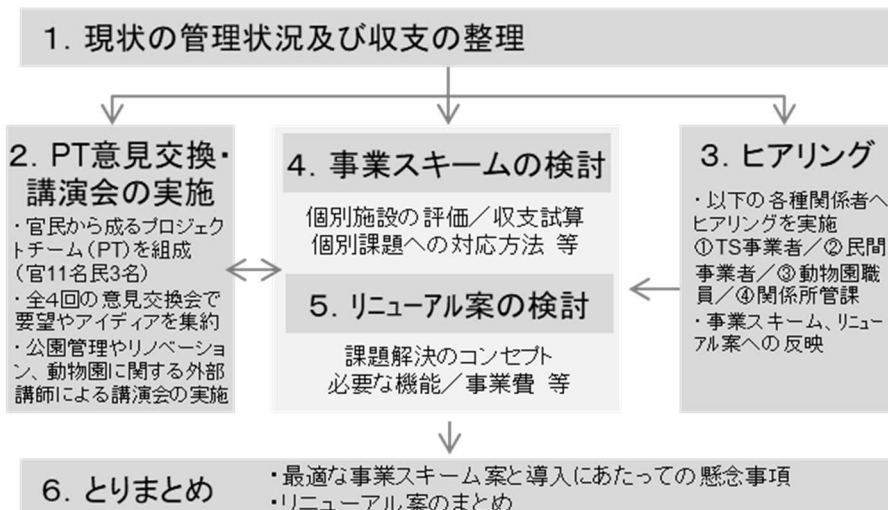


図 2.1.1 調査の流れ

3. 前提条件の整理

本業務で対象となる各施設について、沿革や敷地、施設概要について整理した。また、民間参画の際の検討資料としての活用も踏まえ収集資料項目とその用途を一覧で整理した。

表 3.1.1 確認事項と用途

| 項目 | | 用途 | |
|------------------------------|---|---|---|
| 沿革 | 施設概要：名称・面積・公園種別・所有者・所管課・構造等を記載 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の参画可能性検討における、基礎資料として使用。 導入を検討する手法や事業が設置目的や設立経緯を大きく外れる内容でないか確認するために使用。 | |
| | 施設の設立経緯：計画開始から設計・施工・改修等主な経緯を記載 | | |
| | 設置目的：設置目的、設立趣旨、方針等を記載 | | |
| | 周辺の主要施設：臥竜公園及び百々川緑地周辺の公共施設や観光施設、主要交通拠点を記載 | | |
| 敷地・施設概要 | 地域地区：敷地面積、都市計画区域、地域地区の指定等 | <ul style="list-style-type: none"> 事業手法や包括管理の可能性検討において導入できる手法や事業に制限がないか把握するために使用。 導入対象範囲の検討に使用。 | |
| | 敷地範囲：行政上の管理区分となる敷地範囲をまとめる | | |
| | 施設の配置：全体の主な施設の配置 | | |
| | 占用物件：主な占用物件 | | |
| | 展示動物：展示動物の種類と頭数 | | |
| 運営状況 | 開園・利用情報（時間・休園日） | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の参画可能性や動物園等リニューアルの検討資料として使用。現状の利用状況について判断を行う際に、何をどう実施しているか把握するために使用。 | |
| | 入園料・使用料：施設の入園料及び使用料 | | |
| | 事業内容（公益目的事業・収益事業等） | | |
| | 実施しているイベントの概要等 | | |
| 運営体制 | 体制図：職員の体制図 | <ul style="list-style-type: none"> 事業手法及び事業スキームの検討において現状の施設課題等について運営面及び財政面から把握するために使用。また、民活導入による効果の判断指標として使用。 | |
| | 配置人員：職員数 | | |
| 財政状況 | 収支の流れ：収支の概念図 | <ul style="list-style-type: none"> 事業手法及び事業スキームの検討において現状の施設課題等について運営面及び財政面から把握するために使用。また、民活導入による効果の判断指標として使用。 | |
| | 収支構造及び状況 施設利用収入／施設管理費用／指定管理料 | | |
| 法制度 | 施設整備に関する法令 | 都市計画法：建ぺい率・容積率・道路斜線・隣地斜線・日影規制 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の参画可能性検討や動物園等リニューアルの検討資料として使用。施設整備を行う際の、法令上の条件や制限について把握するために使用。 助成制度、交付金等についても把握。 |
| | | 都市公園法：許容建築面積・緑化面積・P-F-I制度による緩和条件・助成制度・交付金等 | |
| | | 宅地造成等規制法：宅地造成工事規制区域 | |
| | | 景観法：須坂市景観計画・屋外広告物条例等 | |
| | | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：都市公園の設置管理における園路等の主な基準 | |
| | | 河川法：主な基準、禁止事項 | |
| | 民間事業者の導入に関する法令 | 都市公園法：設置管理許可に関する条件 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の参画可能性検討において使用法制度上実施不可となる事業内容や施設が無いか確認するために使用。 |
| | | 須坂市都市公園条例：設置管理許可の条件、設置管理許可使用料等 | |
| | | 須坂市体育施設条例：設置管理許可の条件、設置管理許可使用料等 | |
| | | 須坂市公民館条例：設置管理許可の条件、設置管理許可使用料等 | |
| | | 須坂市博物館条例：設置管理許可の条件、設置管理許可使用料等 | |
| | | 地方自治法：指定管理者の導入に関する条件 | |
| P-F-I法：P-F-I法に基づくP-F-Iに関する条件 | | | |
| 来園者数の推移 | 来園者数：過去5年の利用者数 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の現状の利用者数が増加しているか減少しているかの判断基準として使用。 | |
| 来園者の特徴 | 基本属性：年齢・性別・住まい | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の参画可能性検討や動物園等リニューアルの検討資料として使用。利用者目線で施設にどのような魅力・課題があるか把握するために使用。 | |
| | 利用頻度 | | |
| | 満足度 | | |
| | ニーズ | | |

3.1 対象施設の概要

3.1.1 対象エリア及び施設の設定と概要整理

本業務の対象エリア及び各施設の配置は以下の通りである。

エリア全体が都市公園として都市計画決定されている。エリア内は複数の所管課及び土地の所有者が混在している。

勤労青少年ホーム創造の家は、指定管理者制度が導入され、平成 27 年 4 月より（一社）須坂市スポーツ協会が管理・運営をしている。

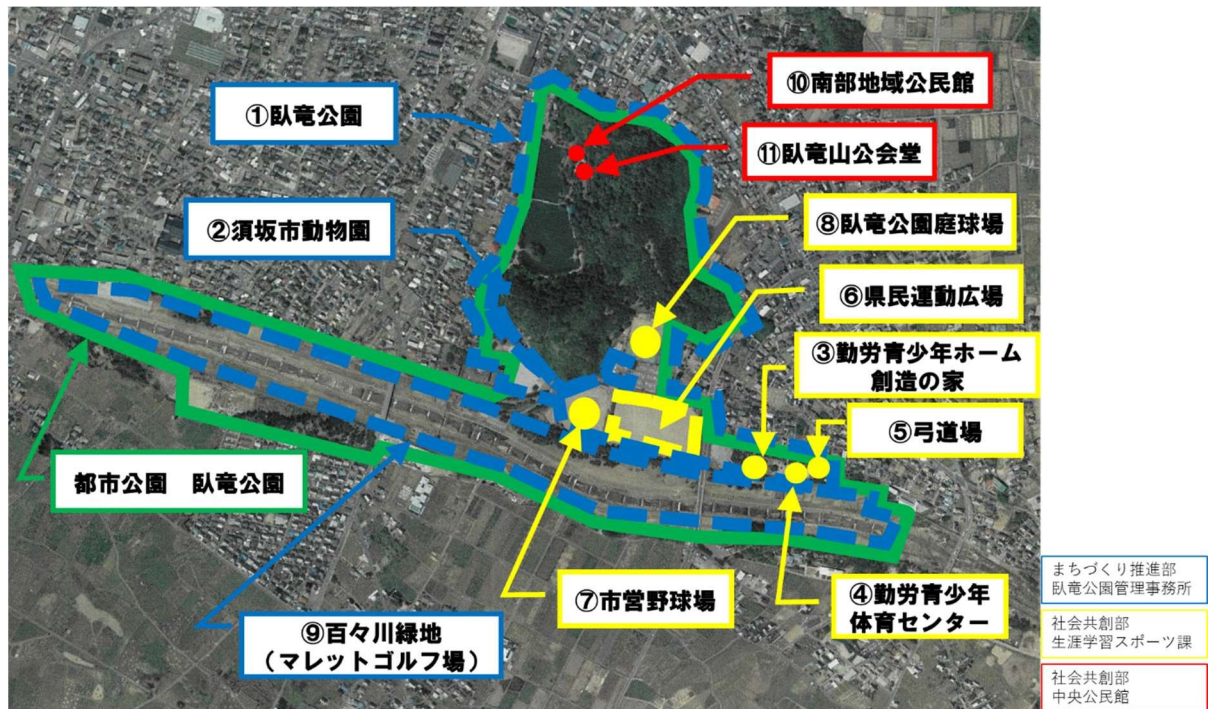




図 3.1.1 対象エリア

- ① 臥竜公園
- ② 須坂市動物園
- ③ 勤労青少年ホーム 創造の家
- ④ 勤労青少年体育センター
- ⑤ 弓道場
- ⑥ 県民運動広場
- ⑦ 市営野球場
- ⑧ 臥竜公園庭球場
- ⑨ 百々川緑地 (マレットゴルフ場)
- ⑩ 南部地域公民館
- ⑪ 臥竜山公会堂

① 臥竜公園

| | | |
|-------|--|---|
| 面積 | 29.8ha | |
| 所有/所管 | まちづくり推進部まちづくり課臥竜公園事務所 敷地：宗教法人興国寺（臥竜山の一部） | |
| 設立年 | 昭和6年7月 | |
| 経緯・目的 | 家族的に老人・児童にも容易に利用できる休養・慰安・教化のための「休養公園」とする。 | |
| 公園種別 | 総合公園 | |
| 地域地区 | 第一種住居地域 | |
| 主な施設 | 竜ヶ池遊船所ボート | |
| 写真 |  |  |

② 須坂市動物園

| | | |
|-------|---|--|
| 面積 | 0.8ha（本園：7,950㎡ 南園：6,253㎡） | |
| 所有/所管 | まちづくり推進部まちづくり課臥竜公園事務所 | |
| 設立年 | 昭和36年4月開園 | |
| 目的 | 動物を見たり触れたりすることにより、動物への理解や関心を高め、生命の大切さや自然環境への理解を深める。 | |
| 公園種別 | 総合公園 | |
| 地域地区 | 第一種住居地域 | |
| 主な施設 | 遊園地遊具 | |
| 展示動物 | 哺乳類：23種、130点 鳥類：26種、145点 | |
| 写真 |  |  |



③ 勤労青少年ホーム 創造の家

| | |
|-------|--|
| 面積 | 延べ床面積：912.34㎡ 建築面積：578.08㎡ |
| 所有/所管 | 社会共創部生涯学習スポーツ課（スポーツ振興係） 指定管理者：（一社）須坂市スポーツ協会 |
| 設立年 | 開館：昭和54年4月1日 開館 |
| 目的 | 勤労青少年および市民の学習、交流、余暇活動の場を提供することにより、市民福祉の増進を図る。 |
| 公園種別 | 総合公園 |
| 地域地区 | 第一種住居地域 |
| 主な施設 | 講習室、会議室、音楽室、軽運動室、集会室1、集会室2 |
| 写真 |   |



④ 勤労青少年体育センター

| | |
|-------|--|
| 面積 | 延べ床面積：716.63㎡ 競技場面積：562.95㎡ |
| 所有/所管 | 社会共創部生涯学習スポーツ課（スポーツ振興係） |
| 設立年 | 建築年：昭和49年3月 |
| 目的 | 社会体育の振興と健康・体力づくりの向上を図り、健康で豊かな生活を送れるように努める。 |
| 公園種別 | 総合公園 |
| 地域地区 | 第一種住居地域 |
| 主な施設 | バレーボール1面、バスケット1面、バドミントン3面、卓球6台、事務室、更衣室 |
| 写真 |   |



⑤ 弓道場

| | | |
|-------|--|---|
| 面積 | 敷地面積：1,441 m ² 建築面積：409.68 m ² | |
| 所有/所管 | 社会共創部生涯学習スポーツ課（スポーツ振興係） | |
| 設立年 | 建築年：昭和 57 年 3 月 | |
| 目的 | 社会体育の振興と健康・体力づくりの向上を図り、健康で豊かな生活を送れるように努める。 | |
| 公園種別 | 総合公園 | |
| 地域地区 | 第一種住居地域 | |
| 主な施設 | 近的 10 人立、遠的 3 人立、更衣室 | |
| 写真 |  |  |

⑥ 県民運動広場

| | | |
|-------|---|--|
| 面積 | 敷地面積：28,908 m ² 競技場面積：22,948.4 m ² | |
| 所有/所管 | 所有：長野県 管理：社会共創部生涯学習スポーツ課（スポーツ振興係） | |
| 設立年 | 建築年：昭和 47 年 | |
| 目的 | 社会体育の振興と健康・体力づくりの向上を図り、健康で豊かな生活を送れるように努める。 | |
| 公園種別 | 総合公園 | |
| 地域地区 | 第一種住居地域 | |
| 主な施設 | 陸上競技(400mトラック)、ソフトボール、野球 2 面、サッカー 2 面、ゲートボール、管理棟 | |
| 写真 |  |  |



⑦ 市営野球場

| | | |
|-------|---|--|
| 面積 | 敷地面積：15,169 m ² 競技場面積：10,285 m ² | |
| 所有/所管 | 社会共創部生涯学習スポーツ課（スポーツ振興係） | |
| 設立年 | 建築年：昭和 36 年 4 月 | |
| 目的 | 社会体育の振興と健康・体力づくりの向上を図り、健康で豊かな生活を送れるように努める。 | |
| 公園種別 | 総合公園 | |
| 地域地区 | 第一種住居地域 | |
| 主な施設 | ダッグアウト、スタンド、夜間照明(230LX) | |
| 写真 |  |  |

⑧ 臥竜公園庭球場

| | | |
|-------|---|--|
| 面積 | 敷地面積：8,570 m ² 競技場面積：6,030 m ² | |
| 所有/所管 | 社会共創部生涯学習スポーツ課（スポーツ振興係） | |
| 設立年 | 建築年：昭和 56 年（人工芝コート：平成 23 年） | |
| 目的 | 社会体育の振興と健康・体力づくりの向上を図り、健康で豊かな生活を送れるように努める。 | |
| 公園種別 | 総合公園 | |
| 地域地区 | 第一種住居地域 | |
| 主な施設 | 人工芝コート 4 面、クレー4 面、事務室、更衣室、夜間照明(250LX×4 面)、練習用コート | |
| 写真 |  |  |

⑨ 百々川緑地 (マレットゴルフ場)

| | | |
|-------|--|---|
| 面積 | マレットゴルフ場 敷地面積：173,892 m ² | |
| 所有/所管 | 所有：長野県 管理：社会共創部生涯学習スポーツ課（スポーツ振興係） | |
| 設立年 | 建築年：昭和 56 年（人工芝コート：平成 23 年） | |
| 目的 | 社会体育の振興と健康・体力づくりの向上を図り、健康で豊かな生活を送れるように努める。 | |
| 公園種別 | 都市緑地 | |
| 地域地区 | 市街化調整区域 | |
| 主な施設 | つつじコース：18 ホール パー72 りんどうコース：18 ホール パー72 あじさいコース：18 ホール パー72 | |
| 写真 |  |  |

⑩ 南部地区公民館

| | | |
|-------|---|--|
| 面積 | 建築面積：683.52 m ² 延べ床面積：1,233.90 m ² | |
| 所有/所管 | 社会共創部中央公民館 | |
| 設立年 | 建築年：昭和 54 年 4 月 | |
| 目的/経緯 | 地域に根を張り、学びの主体は市民であることを基本に、市民の自主的な学習権を守り発展させる立場に立ち、豊かな人間性、生きがいのある人生、明るく住みよい地域を創る学びを支援する。 | |
| 公園種別 | 総合公園 | |
| 地域地区 | 市街化調整区域 | |
| 主な施設 | 講習室・実習室・調理実習室、会議室 1～3、会議室 A、B、須坂市民ギャラリー臥竜公園、講堂 | |
| 写真 |  | |

⑪ 臥竜山公会堂

| | | |
|-------|--|---|
| 面積 | 760 m ² | |
| 所有/所管 | 社会共創部中央公民館 敷地：宗教法人興国寺 | |
| 設立年 | 建築年：昭和 54 年 4 月 | |
| 経緯 | 山丸組製糸場の建物を買収・転用し、会合や催し物、来園者の休憩所、公営結婚式場として利用された。 | |
| 公園種別 | 総合公園 | |
| 地域地区 | 市街化調整区域 | |
| 主な施設 | 大広間（松の間）1号、2号、3号、あやめの間、舞台 | |
| 写真 |  |  |

3.1.2. 現状の管理諸元の整理

担当課へのヒアリング及び公表資料（須坂市一般会計・特別会計決算書、事業実績並びに主要施設成果説明書等）より、現状の体制、収支状況を整理した。

各施設の収支構造における収入及び支出の科目と参照元は以下の通りである。

(1) 収入

利用料 : 収入の項目は以下の各施設の利用料金の平成 26～30 年度の平均値を採用する。

臥竜公園 ; ボート使用料

動物園 ; 入園料・遊具使用料

遊具使用料 ; 公園内有料遊具の使用料

指定管理料 : 創造の家は平成 27 年度より指定管理者制度を導入している。

公園土地使用料 : 公園敷地内売店の設置許可使用料及びインフラの占用料等の平成 26～30 年度の平均値を採用する。

土地貸付収入 : 自動販売機設置使用料の平成 26～30 年度の平均値を採用する。

(2) 支出

職員人件費 : 正規職員、嘱託職員、臨時職員の給与・手当の平成 31 年度の予算・実績値を採用する。

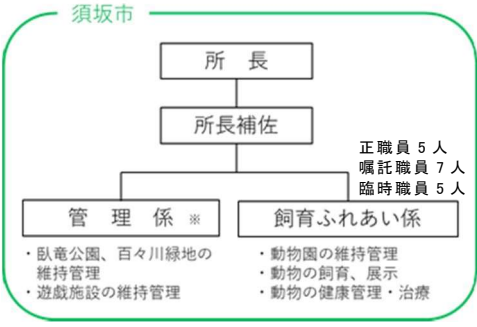
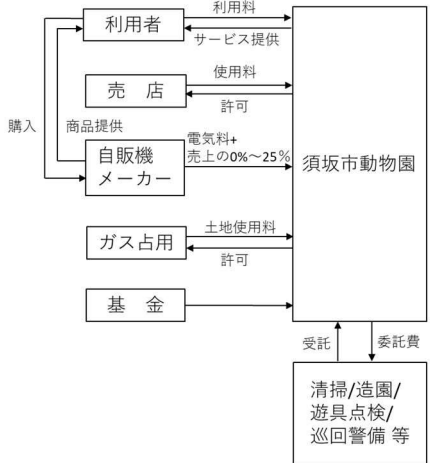
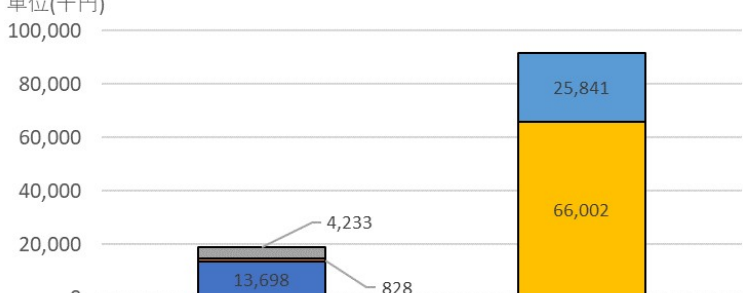
シルバー人材センターへの委託は維持管理費へ計上する。

維持管理費 : 施設の改修費及び点検手数料、委託費等の平成 26～30 年度の平均値を採用する。

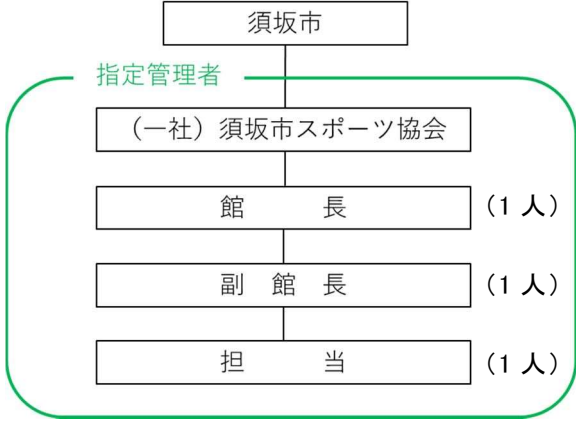
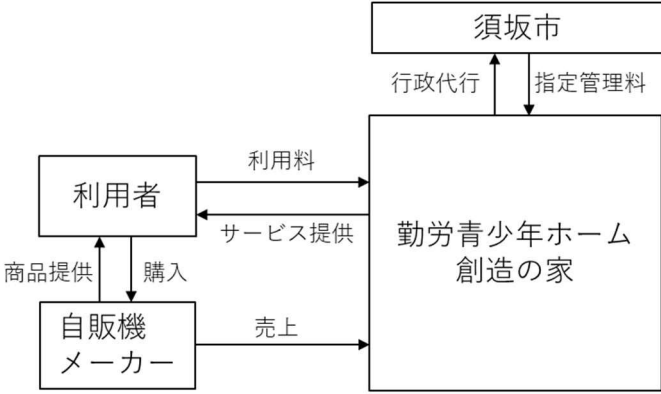
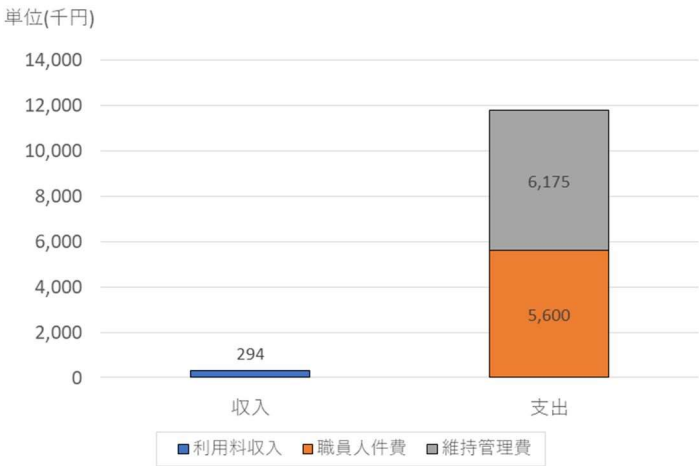
① 臥竜公園

| | | |
|------------------------|--|------------------|
| 開園時間 | 散策自由 | |
| 入園使用料 | 竜ヶ池遊船所ボート 手漕ぎボート：260 円/30 分、410 円/60 分 ペダルボート：520 円/30 分、830 円/60 分 | |
| 体制図 | <p style="text-align: center;">※臥竜公園・百々川緑地（マレットゴルフ場）兼務</p> | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：2,874,615 円 | 収支：-45,692,627 円 |
| | 支出：48,567,242 円 | |
| | | |
| | <p>単位(千円)</p> <p>収入 1,904 支出 48,567</p> <p>■ボート使用料 ■公園土地使用料 ■土地貸付収入 ■職員人件費 ■維持管理費</p> | |

② 須坂市動物園

| | | |
|------------------------|---|------------------|
| 開園時間 | 9:00～16:45 | |
| 入園使用料 | <p>入園料：一般(200 円/1 人、180 円/30 人以上、 160 円/100 人以上、1,000 円/年間) 小中学生(70 円/1 人、63 円/30 人以上、 56 円/100 人以上、300 円/年間)</p> <p>遊園地遊具：バッテリーカー等(100 円/1 回)、 木馬(30 円/1 回)</p> | |
| 体制図 |  <p style="text-align: center;">※臥竜公園・百々川緑地（マレットゴルフ場）兼務</p> | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：18,759,419 円 | 収支：-73,083,290 円 |
| | 支出：91,842,710 円 | |
| |  | |
| | <p>単位(千円)</p>  <p>収入：13,698 (入園料) + 828 (遊園地遊具使用料) + 4,233 (維持管理費) = 18,759</p> <p>支出：66,002 (職員人件費) + 25,841 (年間入園券(パスポート)販売金額) = 91,843</p> | |

③ 勤労青少年ホーム 創造の家

| 開園時間 | 9:00～22:00 | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------|--------|----|-----|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入園使用料 | 使用料：講習室(520円～730円)、会議室(410円～620円)、音楽室(520円～730円)、軽運動室(730円～940円)、集会室1(520円～730円)、集会室2(410円～620円)など | | | | | | | | | | |
| 体制図 |  <pre> graph TD A[須坂市] -- 指定管理者 --> B["(一社) 須坂市スポーツ協会"] B --> C["館長 (1人)"] C --> D["副館長 (1人)"] D --> E["担当 (1人)"] </pre> | | | | | | | | | | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：293,716円 (利用料のみ) | 収支：-11,481,460円 | | | | | | | | | |
| | 支出：11,775,176円 | | | | | | | | | | |
| |  <pre> graph TD User[利用者] -- 利用料 --> Home[勤労青少年ホーム 創造の家] Home -- サービス提供 --> User Vending[自販機メーカー] -- 商品提供 --> User User -- 購入 --> Vending Vending -- 売上 --> Home Home -- 行政代行 --> City[須坂市] City -- 指定管理料 --> Home </pre> | | | | | | | | | | |
| <p>単位(千円)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>294</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>11,775</td> </tr> <tr> <td>職員人件費</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>6,175</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 利用料収入 ■ 職員人件費 ■ 維持管理費</p> <p>※収入は利用料収入のみ計上。職員人件費と維持管理費の分けは H26 年度より参照。</p> | | 項目 | 金額(千円) | 収入 | 294 | 支出 | 11,775 | 職員人件費 | 5,600 | 維持管理費 | 6,175 |
| 項目 | 金額(千円) | | | | | | | | | | |
| 収入 | 294 | | | | | | | | | | |
| 支出 | 11,775 | | | | | | | | | | |
| 職員人件費 | 5,600 | | | | | | | | | | |
| 維持管理費 | 6,175 | | | | | | | | | | |

④ 勤労青少年体育センター

| 開園時間 | 8:30～21:30 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|----------------|----|----|----|---------|----|-----------|-----|-----|---------|----|-------|-------|-------|
| 入園使用料 | 個人一般使用料：8:00～12:00(100円)、12:00～16:00(100円)、16:00～18:00(50円)、18:00～17:30(50円)、17:30～21:30(50円)など | | | | | | | | | | | | | | |
| 体制図 | <p style="text-align: right;">※須坂市の体育施設 19 施設を兼務</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：869,094円 | 収支：-4,795,443円 | | | | | | | | | | | | | |
| | 支出：5,664,536円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <caption>収支構造 (単位:千円)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>869,094</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>5,664,536</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>土地貸付収入等</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>職員人件費</td> <td>2,037</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>3,628</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 金額 | 収入 | 869,094 | 支出 | 5,664,536 | 使用料 | 840 | 土地貸付収入等 | 29 | 職員人件費 | 2,037 | 維持管理費 |
| 項目 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | 869,094 | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 5,664,536 | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料 | 840 | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地貸付収入等 | 29 | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員人件費 | 2,037 | | | | | | | | | | | | | | |
| 維持管理費 | 3,628 | | | | | | | | | | | | | | |

⑤ 弓道場

| 開園時間 | 8:30～21:30 | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|-----------------|----|--------|----|-----|----|-------|-------|-------|-------|
| 入園使用料 | 個人一般使用料：8:00～12:00(130 円)、12:00～17:00(130 円) 7:00～21:30(200 円)など | | | | | | | | | | |
| 体制図 | <p style="text-align: right;">※須坂市の体育施設 19 施設を兼務</p> | | | | | | | | | | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：201,211 円 | 収支：-2,878,017 円 | | | | | | | | | |
| | 支出：3,079,228 円 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | <p>単位(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td> 職員人件費</td> <td>2,037</td> </tr> <tr> <td> 維持管理費</td> <td>1,043</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 金額(千円) | 収入 | 201 | 支出 | 3,080 | 職員人件費 | 2,037 | 維持管理費 |
| 項目 | 金額(千円) | | | | | | | | | | |
| 収入 | 201 | | | | | | | | | | |
| 支出 | 3,080 | | | | | | | | | | |
| 職員人件費 | 2,037 | | | | | | | | | | |
| 維持管理費 | 1,043 | | | | | | | | | | |

⑥ 県民運動広場

| 開園時間 | 5:00～19:00 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|-----------------|----|--------|----|-----|----|-------|-------|-----|---------|-------|---------|
| 入園使用料 | 全面使用料：5:00～12:00(2,720 円)、12:00～19:00(2,720 円) など | | | | | | | | | | | | |
| 体制図 | <p style="text-align: right;">※須坂市の体育施設 19 施設を兼務</p> | | | | | | | | | | | | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：166,276 円 | 収支：-5,127,809 円 | | | | | | | | | | | |
| | 支出：5,294,085 円 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>単位(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>5,294</td> </tr> <tr> <td> - 使用料</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td> - 職員人件費</td> <td>2,037</td> </tr> <tr> <td> - 維持管理費</td> <td>3,258</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 金額(千円) | 収入 | 166 | 支出 | 5,294 | - 使用料 | 166 | - 職員人件費 | 2,037 | - 維持管理費 |
| 項目 | 金額(千円) | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | 166 | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 5,294 | | | | | | | | | | | | |
| - 使用料 | 166 | | | | | | | | | | | | |
| - 職員人件費 | 2,037 | | | | | | | | | | | | |
| - 維持管理費 | 3,258 | | | | | | | | | | | | |

⑦ 市営野球場

| 開園時間 | 5:00～21:30 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|-----------------|----|----|----|-----|----|-------|-------|-----|---------|-------|---------|-------|
| 入園使用料 | 野球場使用料：5:00～12:00(2,090 円)、 12:00～18:00(2,090 円)、 18:00～21:30(1,040 円) など | | | | | | | | | | | | | |
| 体制図 | <p style="text-align: right;">※須坂市の体育施設 19 施設を兼務</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：466,641 円 | 収支：-5,894,398 円 | | | | | | | | | | | | |
| | 支出：6,361,039 円 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <caption>収支構造 (単位: 千円)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>467</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>6,361</td> </tr> <tr> <td> - 使用料</td> <td>467</td> </tr> <tr> <td> - 職員人件費</td> <td>2,037</td> </tr> <tr> <td> - 維持管理費</td> <td>4,324</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 金額 | 収入 | 467 | 支出 | 6,361 | - 使用料 | 467 | - 職員人件費 | 2,037 | - 維持管理費 | 4,324 |
| 項目 | 金額 | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | 467 | | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 6,361 | | | | | | | | | | | | | |
| - 使用料 | 467 | | | | | | | | | | | | | |
| - 職員人件費 | 2,037 | | | | | | | | | | | | | |
| - 維持管理費 | 4,324 | | | | | | | | | | | | | |

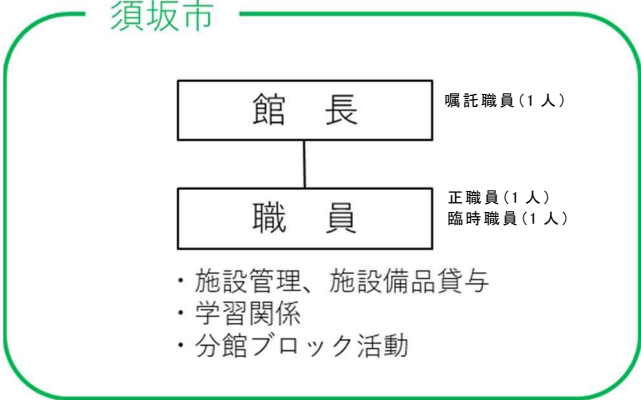
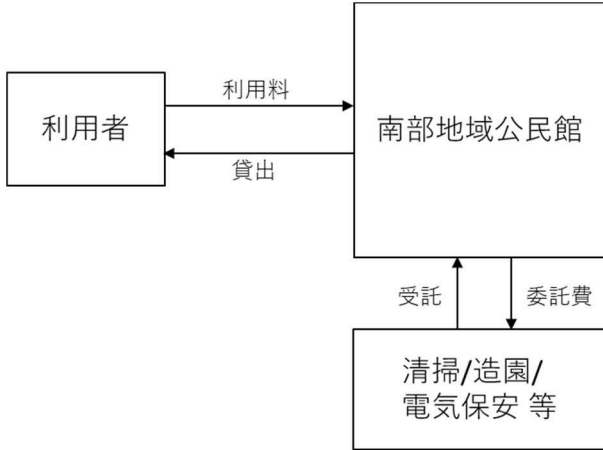
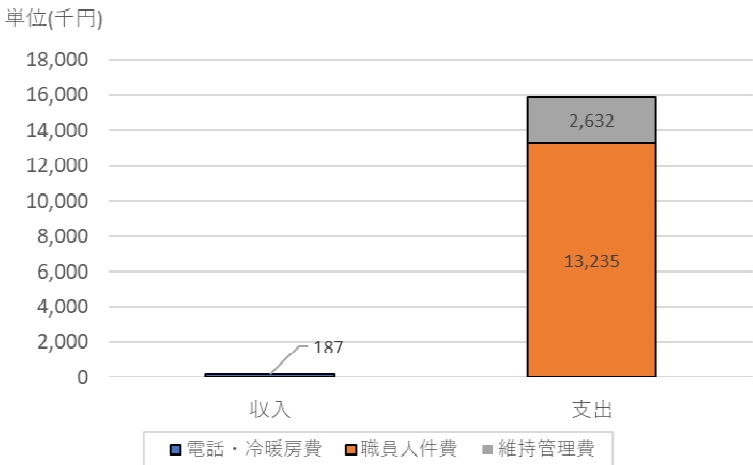
⑧ 臥竜公園庭球場

| 開園時間 | 5:00～21:30 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|-----------------|----|----|----|-----------|----|------------|-----|-------|--------------|-----|-------|-----|---------------|-------|-------|
| 入園使用料 | 個人一般使用料：5:00～12:00(200円)、12:00～17:00(150円) 17:00～21:30(410円)など | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体制図 | <p style="text-align: right;">※須坂市の体育施設 19 施設を兼務</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：2,121,902円 | 収支：-12,518,535円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支出：14,640,437円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>単位(千円)</p> <table border="1"> <caption>収支構造 (千円)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>2,121.902</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>14,640.437</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1,715</td> </tr> <tr> <td>土地貸付収入等 (場内)</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>職員人件費</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>土地貸付収入等 (駐車場)</td> <td>2,037</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>12,604</td> </tr> </tbody> </table> | | 項目 | 金額 | 収入 | 2,121.902 | 支出 | 14,640.437 | 使用料 | 1,715 | 土地貸付収入等 (場内) | 162 | 職員人件費 | 245 | 土地貸付収入等 (駐車場) | 2,037 | 維持管理費 |
| 項目 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | 2,121.902 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 14,640.437 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料 | 1,715 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地貸付収入等 (場内) | 162 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員人件費 | 245 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地貸付収入等 (駐車場) | 2,037 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 維持管理費 | 12,604 | | | | | | | | | | | | | | | | |

⑨ 百々川緑地（マレットゴルフ場）

| 開園時間 | 6:00～19:00 | | | | | | |
|------------------------|--|-----------------|----|--------|----|----|----|
| 入園使用料 | 利用料：無料（用具 1 セット 100 円） | | | | | | |
| 体制図 | <p>長野県</p> <p>須坂市</p> <p>臥竜公園管理事務所</p> <p>スポーツ振興係 ※2</p> <p>管理係 ※1</p> <p>・維持管理 正職員(2人) ・マレットゴルフ管理 嘱託職員(5人)</p> <p>・イベントの計画実施 嘱託職員(2人)、臨時職員(1人)</p> <p>※1：臥竜公園・百々川緑地（マレットゴルフ場）兼務 ※2：須坂市の体育施設 19 施設を兼務</p> | | | | | | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：25,620 円 | 収支：-2,626,461 円 | | | | | |
| | 支出：2,652,081 円 | | | | | | |
| | <p>長野県</p> <p>利用者</p> <p>臥竜公園管理事務所</p> <p>スポーツ振興係</p> <p>伐採等</p> <p>清掃/造園等 (維持管理関係)</p> <p>占有 許可</p> <p>レンタル料</p> <p>貸出</p> <p>レンタル料</p> <p>備品修繕</p> <p>受託 委託費</p> <p>受託 委託費</p> | | | | | | |
| | <p>単位(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>2,037 + 616 = 2,653</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 使用料マレットゴルフ用具使用料 ■ 職員人件費 ■ 維持管理費</p> | | 項目 | 金額(千円) | 収入 | 26 | 支出 |
| 項目 | 金額(千円) | | | | | | |
| 収入 | 26 | | | | | | |
| 支出 | 2,037 + 616 = 2,653 | | | | | | |

⑩ 南部公民館

| | | |
|------------------------|--|------------------|
| 開園時間 | 9:00～22:00 | |
| 入園使用料 | 使用料：無料 | |
| 体制図 |  | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：186,500 円 | 収支：-15,680,253 円 |
| | 支出：15,866,753 円 | |
| | | |
| |  | |
| |  | |

⑪ 臥竜山公会堂

| 開園時間 | 9:00～22:00 | | | | | | | |
|---|---|-----------------|----|--------|----|-----|----|-------|
| 入園使用料 | 使用料：大広間松 1(1,780 円～4,600 円)、 大広間松 2(1,880 円～5,020 円) 大広間松 3(1,670 円～4,180 円) あやめの間(1,670 円～4,180 円)など | | | | | | | |
| 体制図 | <div style="border: 2px solid green; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="color: green; font-weight: bold;">須坂市</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">館長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">職員 <small>臨時職員(1人)</small></div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理、施設備品貸与 ・学習関係 ・分館ブロック活動 </div> | | | | | | | |
| 収支構造 (H26～H30 年度平均) | 収入：241,749 円 | 収支：-1,177,943 円 | | | | | | |
| | 支出：1,419,692 円 | | | | | | | |
| | <pre> graph TD User[利用者] -- 利用料 --> Hall[臥竜山公会堂] Hall -- 貸出 --> User Hall -- 受託 --> Maintenance[清掃/造園/電気保安等] Maintenance -- 委託費 --> Hall </pre> | | | | | | | |
| <p>単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>1,419</td> </tr> </tbody> </table> <p> ■ 施設使用料 ■ 冷暖房使用料 ■ 職員人件費 ■ 維持管理費 </p> | | | 項目 | 金額(千円) | 収入 | 280 | 支出 | 1,419 |
| 項目 | 金額(千円) | | | | | | | |
| 収入 | 280 | | | | | | | |
| 支出 | 1,419 | | | | | | | |

3.2 施設機能の検討

3.2.1 利用実態の把握

(1) 臥竜公園エリアの利用者数推移

1) エリアのもっとも大きな集客は須坂市動物園であり、約 56% (5ヶ年平均) を占める。

勤労青少年ホーム創造の家は、平成 27 年の指定管理者導入以降利用者数が増加している。勤労青少年ホーム創造の家以外は減少傾向にあり、エリア全体の利用者数は平成 27 年をピークに減少している。

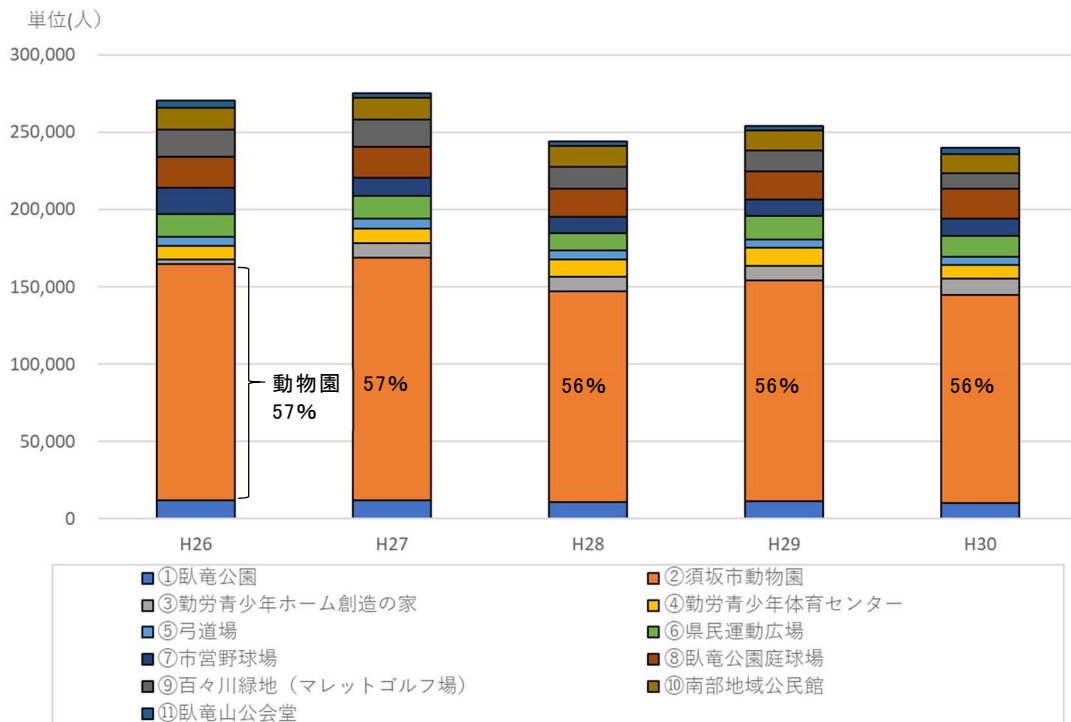


図 3.2.1 利用者数の推移

表 3.2.1 利用者数の推移

| 項目 | 単位(人) | | | | | 平均 | 割合 | 備考 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------------------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | | |
| ①臥竜公園 | 11,713 | 12,168 | 10,758 | 11,125 | 9,995 | 11,152 | 4% | ボート利用者数(人) : 2.5人/隻 |
| ②須坂市動物園 | 152,862 | 156,913 | 136,576 | 142,755 | 134,919 | 144,805 | 56% | 入園者数(人) |
| ③勤労青少年ホーム創造の家 | 2,920 | 9,075 | 9,270 | 9,719 | 10,423 | 8,281 | 3% | 利用者延べ人数(人) |
| ④勤労青少年体育センター | 8,757 | 9,342 | 10,965 | 11,733 | 8,942 | 9,948 | 4% | 利用者数(人) |
| ⑤弓道場 | 6,380 | 6,737 | 6,079 | 5,256 | 5,225 | 5,935 | 2% | 〃 |
| ⑥県民運動広場 | 14,216 | 14,757 | 11,086 | 15,019 | 13,301 | 13,676 | 5% | 〃 |
| ⑦市営野球場 | 16,944 | 11,659 | 10,623 | 11,108 | 11,321 | 12,331 | 5% | 〃 |
| ⑧臥竜公園庭球場 | 20,286 | 20,028 | 17,971 | 17,710 | 19,116 | 19,022 | 7% | 〃 |
| ⑨百々川緑地(マレットゴルフ場) | 17,698 | 17,696 | 14,168 | 13,919 | 10,505 | 14,797 | 6% | マレットゴルフ場利用者数(人) |
| ⑩南部地域公民館 | 13,839 | 13,604 | 13,798 | 12,556 | 12,037 | 13,167 | 5% | 利用者数(人) |
| ⑪臥竜山公会堂 | 4,869 | 3,291 | 3,007 | 3,062 | 4,086 | 3,663 | 1% | 〃 |
| 合計 | 270,484 | 275,270 | 244,301 | 253,962 | 239,870 | 256,777 | | |

(2) 動物園利用者アンケート調査結果

本アンケート結果概要は、①平成 30 年春の動物園まつり、②平成 28 年春の動物園まつり、③平成 30 年に行われた 6 回のイベントの参加者を対象に実施したアンケート結果を取りまとめたものである。回答者数は 4,772 名である。

動物園という特性から、小学生未満の子どもをもつ家族での利用が多い結果であった。リニューアルにあたっては、子育て世代の利便性や満足度の向上に繋がる内容が望ましい。

情報媒体は、HP が最も多く、また半数以上の方が、LINE 等の SNS を利用していた。

民活導入にあたっては、HP や SNS 等も有効利用することで、集客や魅力の向上に繋がると考えられる。条件設定への反映も検討が望ましい。

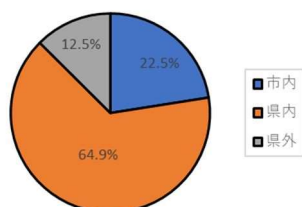
1) 基本属性

①住まい

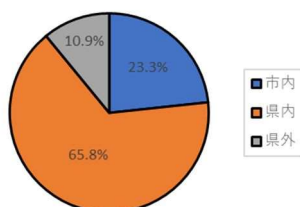
回答者のうち、須坂市内が 23.1%であり、長野県内は 64.6%、長野県外は 12.3%であった。

県外では新潟県、埼玉県の方の来園があり、県内では長野市、中野市の方の来園が多い。

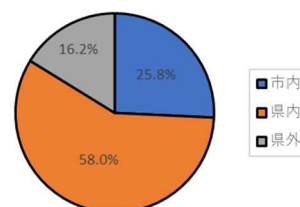
①平成28年春の動物園まつり



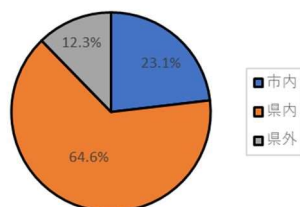
②平成30年春の動物園まつり



③平成30年各種イベント



全集計

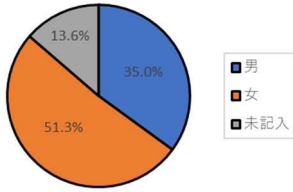


| | 全数 | 市内 | | 県内 | | 県外 | | 県名未記入 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| ① | 2,456 | 553 | 22.5% | 1,595 | 64.9% | 308 | 12.5% | 15 |
| ② | 1,828 | 426 | 23.3% | 1,202 | 65.8% | 200 | 10.9% | 0 |
| ③ | 462 | 119 | 25.8% | 268 | 58.0% | 75 | 16.2% | 11 |
| 計 | 4,746 | 1,098 | 23.1% | 3,065 | 64.6% | 583 | 12.3% | 26 |

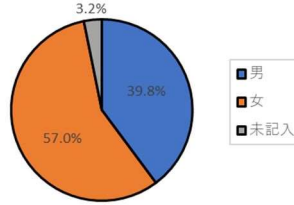
②性別

回答者のうちの男女別については、男性 37.2%、女性 54.3%であった。

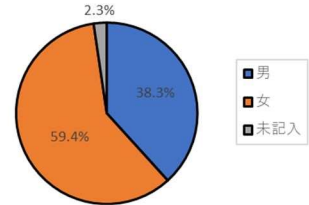
①平成28年春の動物園まつり



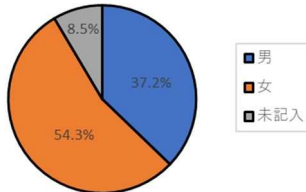
②平成30年春の動物園まつり



③平成30年各種イベント



全集計

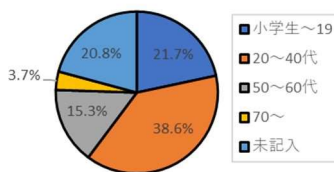


| | 全数 | 男 | | 女 | | 未記入 | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| ① | 2,471 | 866 | 35.0% | 1,268 | 51.3% | 337 | 13.6% |
| ② | 1,828 | 728 | 39.8% | 1,042 | 57.0% | 58 | 3.2% |
| ③ | 473 | 181 | 38.3% | 281 | 59.4% | 11 | 2.3% |
| 計 | 4,772 | 1,775 | 37.2% | 2,591 | 54.3% | 406 | 8.5% |

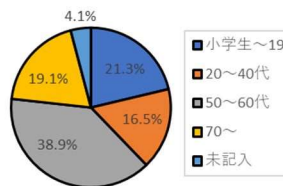
③年齢

回答者のうち年齢別については、20～40歳代が 46.1%で最も多く、次に 50～60歳代が 40.1%、小学生～19歳が 34.2%、70歳以上が 16.5%、未記入が 19.7%であった。

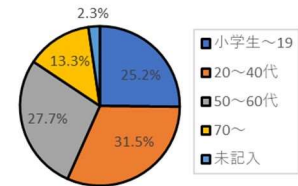
①平成28年春の動物園まつり



②平成30年春の動物園まつり



③平成30年各種イベント



全集計

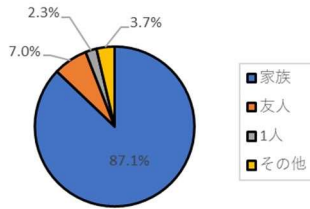


| | 全数 | 小学生～19 | | 20～40代 | | 50～60代 | | 70～ | | 未記入 | |
|---|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-----|-------|-----|-------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| ① | 2,471 | 535 | 21.7% | 953 | 38.6% | 378 | 15.3% | 91 | 3.7% | 514 | 20.8% |
| ② | 1,828 | 389 | 21.3% | 302 | 16.5% | 712 | 38.9% | 350 | 19.1% | 75 | 4.1% |
| ③ | 473 | 119 | 25.2% | 149 | 31.5% | 131 | 27.7% | 63 | 13.3% | 11 | 2.3% |
| 計 | 3,047 | 1,043 | 34.2% | 1,404 | 46.1% | 1,221 | 40.1% | 504 | 16.5% | 600 | 19.7% |

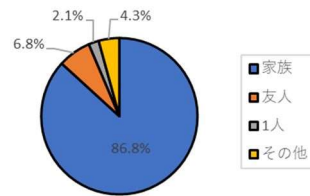
④ 同伴者

回答者のうち同伴者については、家族と来園した方が 87.2%で最も多く、次に友人が 6.7%、1人で来園した方は 2.3%であった。

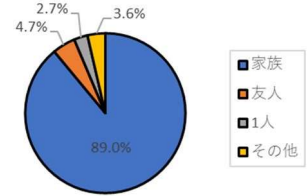
①平成28年春の動物園まつり



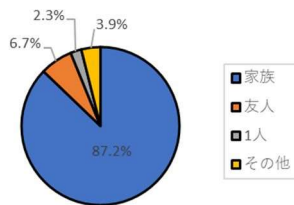
②平成30年春の動物園まつり



③平成30年各種イベント



全集計

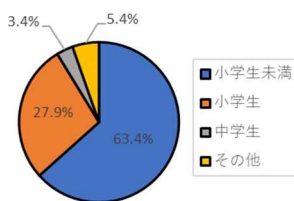


| | 全数 | 家族 | | 友人 | | 1人 | | その他 | |
|---|-------|-------|-------|-----|------|-----|------|-----|------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| ① | 2,123 | 1,849 | 87.1% | 148 | 7.0% | 48 | 2.3% | 78 | 3.7% |
| ② | 1,846 | 1,602 | 86.8% | 126 | 6.8% | 39 | 2.1% | 79 | 4.3% |
| ③ | 473 | 421 | 89.0% | 22 | 4.7% | 13 | 2.7% | 17 | 3.6% |
| 計 | 4,442 | 3,872 | 87.2% | 296 | 6.7% | 100 | 2.3% | 174 | 3.9% |

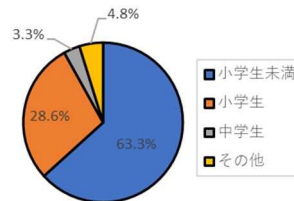
⑤ 子供の年代

回答者のうち子供の年代については、小学生未満が 62.9%で最も多く、次に小学生が 29.0%、その他が 4.9%、中学生が 3.1%であった。

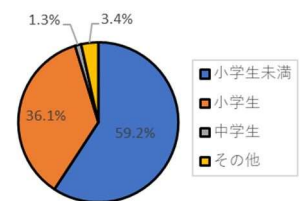
①平成28年春の動物園まつり



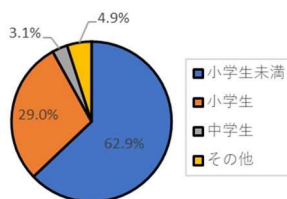
②平成30年春の動物園まつり



③平成30年各種イベント



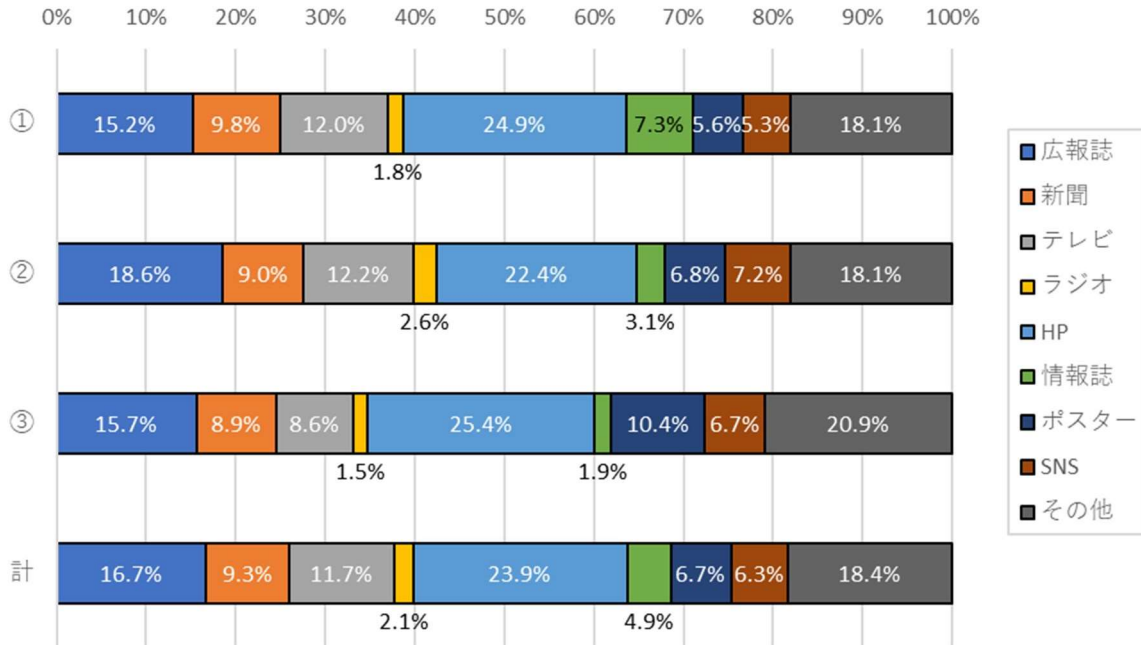
全集計



| | 全数 | 小学生未満 | | 小学生 | | 中学生 | | その他 | |
|---|-------|-------|-------|-----|-------|-----|------|-----|------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| ① | 1,546 | 980 | 63.4% | 431 | 27.9% | 52 | 3.4% | 83 | 5.4% |
| ② | 1,275 | 807 | 63.3% | 365 | 28.6% | 42 | 3.3% | 61 | 4.8% |
| ③ | 319 | 189 | 59.2% | 115 | 36.1% | 4 | 1.3% | 11 | 3.4% |
| 計 | 3,140 | 1,976 | 62.9% | 911 | 29.0% | 98 | 3.1% | 155 | 4.9% |

⑥情報媒体

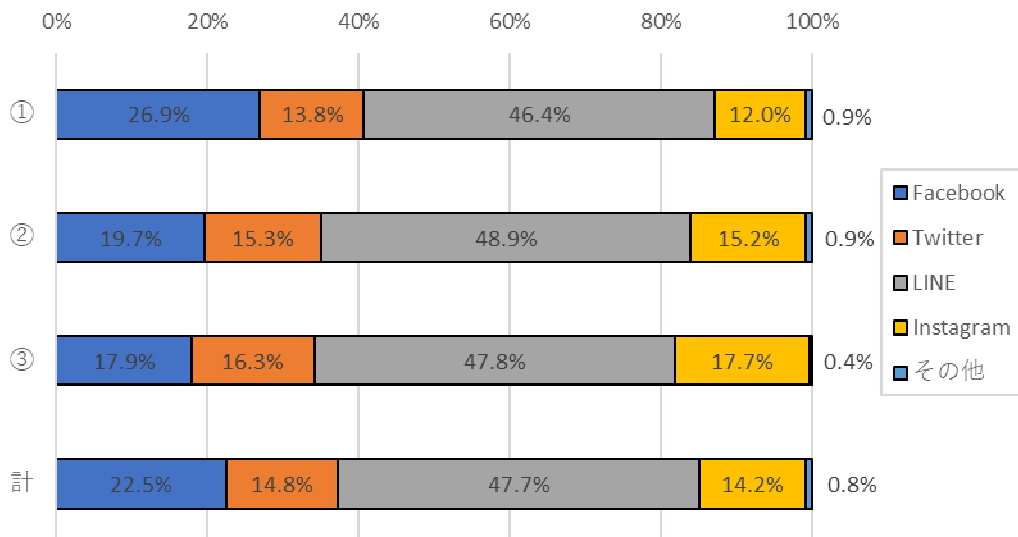
回答者のうち須坂市動物園の情報を知った媒体については、HPが23.9%でもっとも多く、次にその他が18.4%、広報誌が16.7%、テレビが11.7%、新聞が9.3%、ポスターが6.7%、SNSが6.3%、情報誌が4.9%、ラジオが2.1%であった。



| | 全数 | 広報誌 | | 新聞 | | テレビ | | ラジオ | | HP | | 情報誌 | | ポスター | | SNS | | その他 | |
|---|-------|-----|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|-------|-------|-----|------|------|-------|-----|------|-----|-------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| ① | 2,287 | 348 | 15.2% | 223 | 9.8% | 275 | 12.0% | 41 | 1.8% | 569 | 24.9% | 168 | 7.3% | 129 | 5.6% | 121 | 5.3% | 413 | 18.1% |
| ② | 2,107 | 392 | 18.6% | 190 | 9.0% | 258 | 12.2% | 54 | 2.6% | 471 | 22.4% | 66 | 3.1% | 143 | 6.8% | 152 | 7.2% | 381 | 18.1% |
| ③ | 594 | 93 | 15.7% | 53 | 8.9% | 51 | 8.6% | 9 | 1.5% | 151 | 25.4% | 11 | 1.9% | 62 | 10.4% | 40 | 6.7% | 124 | 20.9% |
| 計 | 4,988 | 833 | 16.7% | 466 | 9.3% | 584 | 11.7% | 104 | 2.1% | 1,191 | 23.9% | 245 | 4.9% | 334 | 6.7% | 313 | 6.3% | 918 | 18.4% |

⑦普段から利用している SNS について

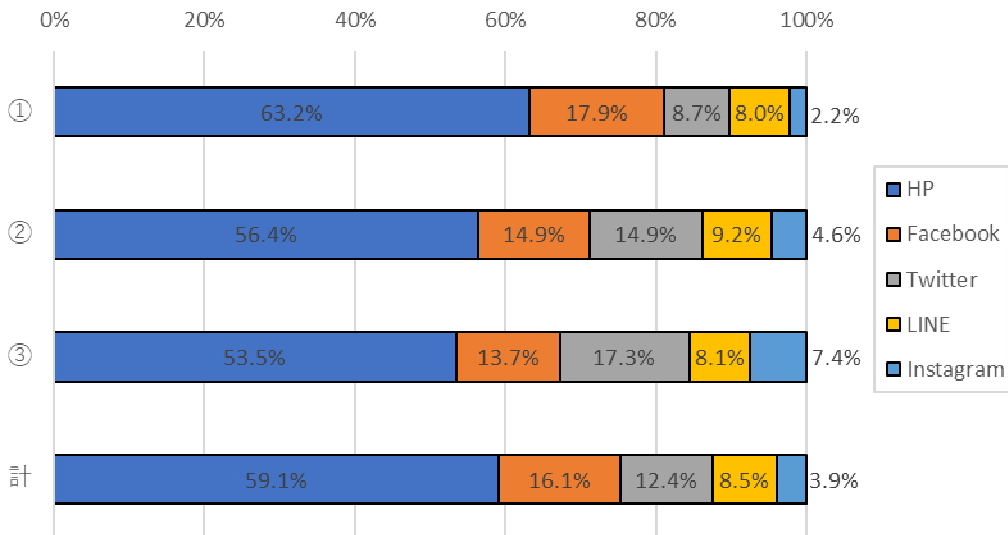
回答者のうち、普段から利用している SNS については、LINE が 47.7% と最も多く、次に Facebook が 22.5%、Twitter が 14.8%、Instagram が 14.2% であった。



| | 全数 | Facebook | | Twitter | | LINE | | Instagram | | その他 | |
|---|-------|----------|-------|---------|-------|-------|-------|-----------|-------|-----|------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| ① | 1,645 | 443 | 26.9% | 227 | 13.8% | 764 | 46.4% | 197 | 12.0% | 14 | 0.9% |
| ② | 1,747 | 344 | 19.7% | 268 | 15.3% | 854 | 48.9% | 266 | 15.2% | 15 | 0.9% |
| ③ | 504 | 90 | 17.9% | 82 | 16.3% | 241 | 47.8% | 89 | 17.7% | 2 | 0.4% |
| 計 | 3,896 | 877 | 22.5% | 577 | 14.8% | 1,859 | 47.7% | 552 | 14.2% | 31 | 0.8% |

⑧須坂市動物園の SNS の閲覧について

回答者のうち、須坂市動物園の SNS を閲覧することはあるかについては、HP が 59.1%で最も多く、次に Facebook が 16.1%、Twitter が 12.4%、LINE が 8.5%、Instagram が 3.9%であった。



| | 全数 | HP | | Facebook | | Twitter | | LINE | | Instagram | |
|---|-------|-------|-------|----------|-------|---------|-------|------|------|-----------|------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| ① | 926 | 585 | 63.2% | 166 | 17.9% | 81 | 8.7% | 74 | 8.0% | 20 | 2.2% |
| ② | 784 | 442 | 56.4% | 117 | 14.9% | 117 | 14.9% | 72 | 9.2% | 36 | 4.6% |
| ③ | 284 | 152 | 53.5% | 39 | 13.7% | 49 | 17.3% | 23 | 8.1% | 21 | 7.4% |
| 計 | 1,994 | 1,179 | 59.1% | 322 | 16.1% | 247 | 12.4% | 169 | 8.5% | 77 | 3.9% |

(3) 公園利用者アンケート調査結果

1) 講演会参加者へのアンケート調査

市民からの臥竜公園エリアのリニューアルに対する意見要望を把握するため、①令和元年12月18日に行われた「公民連携で行うまちのリノベーション」の講演会、②令和2年1月26日に行われた「いのちスケッチ」の上映会、③令和2年1月30日に行われた「これからの動物園」の講演会にて、参加者を対象に実施したアンケート調査を実施した。

①アンケートの概要

実施日：①令和元年12月18日、②令和2年1月26日、③令和2年1月30日

対象者：講演会参加者（全98名）

質問項目

| 質問項目 | | 意図 |
|------|---|--|
| 1 | 臥竜公園エリアでよく利用する施設とその頻度を教えてください | 臥竜公園エリアの利用状況を把握するため。 |
| 2 | 臥竜公園エリアの魅力は何だと思えますか。 | 臥竜公園エリアがもつ潜在的な価値や魅力を把握するため。 |
| 3 | 臥竜公園エリアの魅力・価値向上するためには何が必要だと思えますか。 ①四阿等の休憩施設 ②子どもが遊べる遊戯施設 ③既存施設の改修 ④アウトドア・BBQ等が楽しめる施設 ⑤カフェ・レストラン等の飲食施設 ⑥コンビニ・売店等の物販施設 ⑦広報活動・情報発信 ⑧音楽やスポーツ等のイベント ⑨その他 | 臥竜公園エリアをリニューアルするにあたって利用者の要望・意見を把握するため。 |
| 4 | 臥竜公園エリアでやってほしいこと、やってみたいこと、出来たらいいなと思うことはありますか。 | |
| 5 | 臥竜公園エリアでリニューアルが望ましいと感じる施設はありますか。理由もお教えてください。 | |
| 6 | 臥竜公園エリアのリニューアル案として希望する内容はありますか。 ①トイレの改修 ②園路のバリアフリー化 ③授乳スペースの改修・新設 ④臥竜山へアスレチックアクティビティの設置 ⑤竜ヶ池へ水上スポーツ・アスレチックの設置 ⑥竜ヶ池を埋め立て、芝生広場を設置 ⑦百々川緑地へキャンプ場 ⑧その他 ※調査は映画上映会及び「これからの動物園」講演会のみ ②、③のみ | |
| 7 | 本日の講演の満足度はいかがでしょうか。感想をお教えてください。 | 次回以降の講演会の質的向上を図るため。 |

②アンケート結果

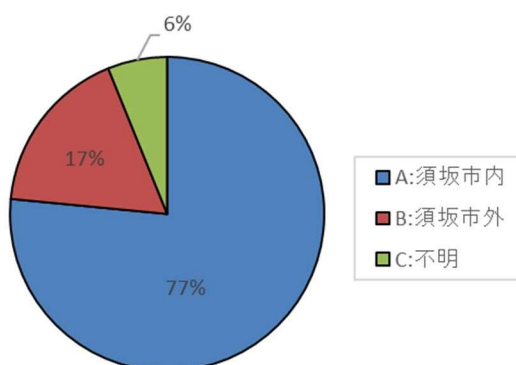
アンケート結果から、カフェ・レストラン等の飲食使節の設置や、アウトドア、BBQ等が楽しめる施設を望む意見が多かった。リニューアルが必要な施設としては、臥竜公園、動物園、公会堂を対象に、トイレ改修・臥竜山へのアスレチックアクティビティ等の意見が多かった。リニューアルの作成にあたり、これらの結果も踏まえた検討が必要である。

i) 基本属性

a) 住まい

回答者のうち、須坂市内が77%であり、須坂市外は17%であった。須坂市外の方は千曲市、長野市、小川村、高山市、安曇野市、埼玉県越谷市、長野市、岐阜県土岐市、岐阜県瑞浪市に在住の方である。

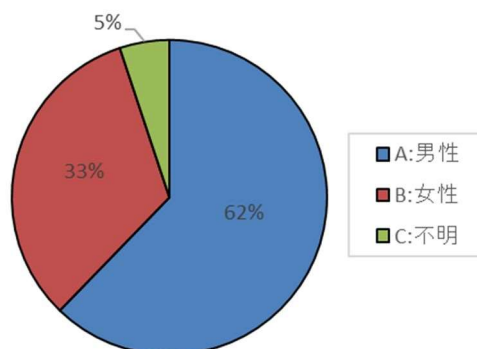
| | 全数 | A:須坂市内 | B:須坂市外 | C:不明 |
|-------|------|--------|--------|------|
| 人数(人) | 98 | 75 | 17 | 6 |
| 割合(%) | 100% | 77% | 17% | 6% |



b) 性別

回答者のうちの男女別については、男性62%、女性33%である。

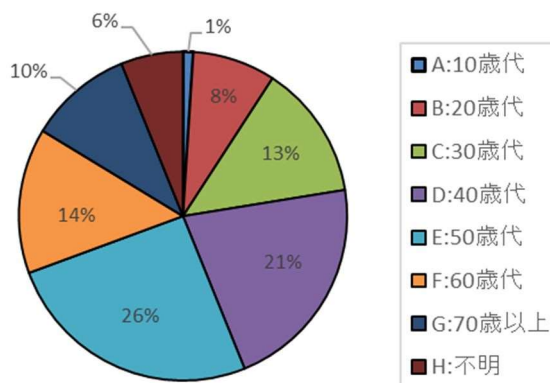
| | 全数 | A:男性 | B:女性 | C:不明 |
|-------|------|------|------|------|
| 人数(人) | 98 | 61 | 32 | 5 |
| 割合(%) | 100% | 62% | 33% | 5% |



c) 年齢

回答者のうち年齢別については、50歳代が26%で最も多く、次に40歳代が21%、60歳代が14%、30歳代が13%、70歳代が10%、20歳代が8%、不明が6%、10歳代が1%順である。

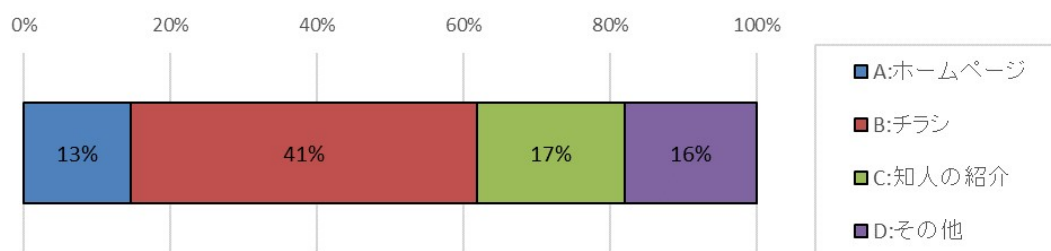
| | 全数 | A:10歳代 | B:20歳代 | C:30歳代 | D:40歳代 | E:50歳代 | F:60歳代 | G:70歳以上 | H:不明 |
|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------|
| 人数(人) | 98 | 1 | 8 | 13 | 21 | 25 | 14 | 10 | 6 |
| 割合(%) | 100% | 1% | 8% | 13% | 21% | 26% | 14% | 10% | 6% |



d) 講演会を知ったきっかけ

回答者のうち講演会を知ったきっかけについては、チラシが41%で最も多く、次に知人の紹介が17%、その他が16%、ホームページが13%であった。その他については、SNS、市役所、仕事をきっかけに知った、市報、回覧板、動物園、職場、講師から講演会の開催を知った方がいた。

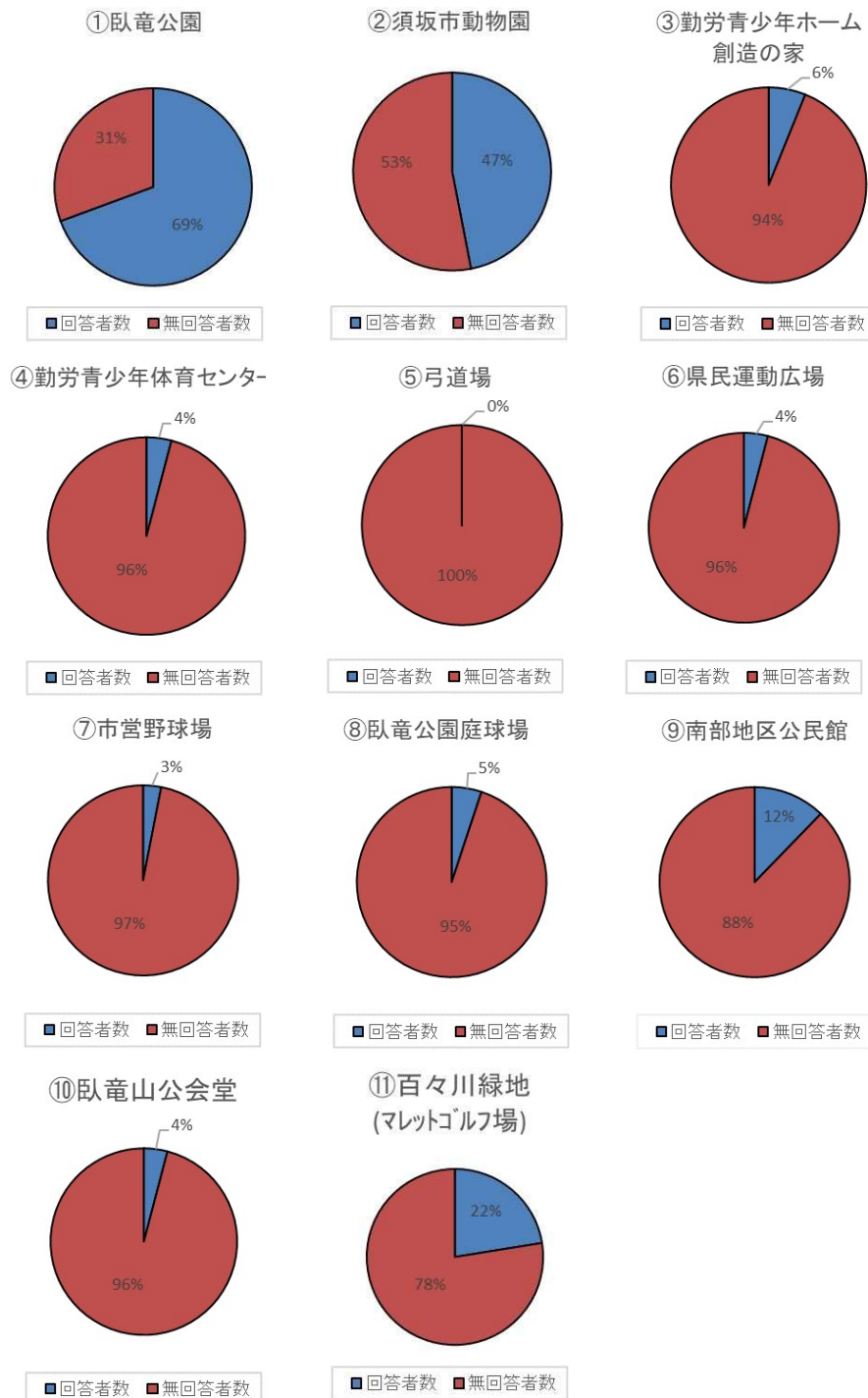
| | 全数 | A:ホームページ | B:チラシ | C:知人の紹介 | D:その他 | E:不明 |
|-------|------|----------|-------|---------|-------|------|
| 人数(人) | 103 | 13 | 42 | 18 | 16 | 3 |
| 割合(%) | 100% | 13% | 41% | 17% | 16% | - |



ii) よく利用する施設とその頻度について

臥竜公園エリアで良く利用する施設については、臥竜公園が69%で最も多く、次に須坂市動物園が47%、百々川緑地(マレットゴルフ場)が22%、南部地区公民館が12%となっている。弓道場については、よく利用する施設として選択する人がいなかった。

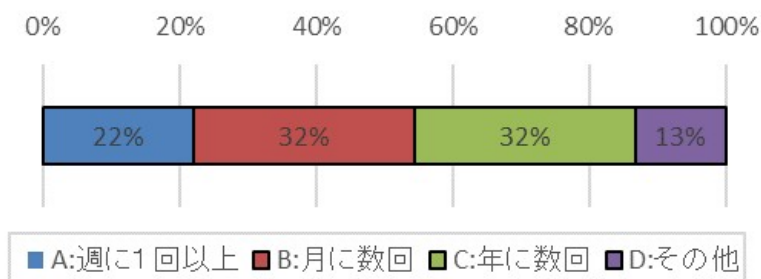
| | ①臥竜公園 | ②須坂市動物園 | ③勤労青少年ホーム(創造の家) | ④勤労青少年体育センター | ⑤弓道場 | ⑥県民運動広場 | ⑦市営野球場 | ⑧臥竜公園庭球場 | ⑨南部地区公民館 | ⑩臥竜山公会堂 | ⑪百々川緑地(マレットゴルフ場) |
|--------|-------|---------|-----------------|--------------|------|---------|--------|----------|----------|---------|------------------|
| はい(人) | 68 | 46 | 6 | 4 | 0 | 4 | 3 | 5 | 12 | 4 | 22 |
| いいえ(人) | 30 | 52 | 92 | 94 | 98 | 94 | 95 | 93 | 86 | 94 | 76 |
| 割合 | 69% | 47% | 6% | 4% | 0% | 4% | 3% | 5% | 12% | 4% | 22% |



① 臥竜公園

臥竜公園の利用頻度については月に数回、年に数回が 32%で最も多く、次に週に 1 回以上が 22%であった。

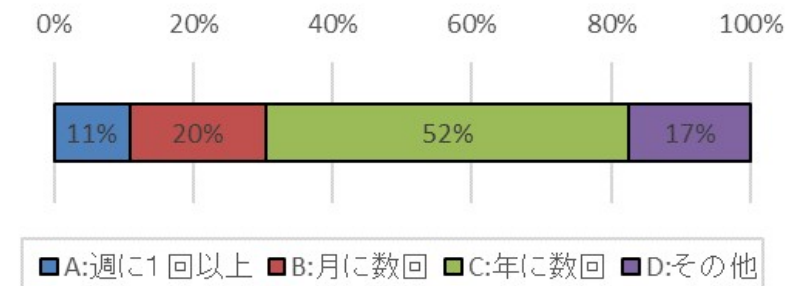
| | 回答者数 | A:週に 1 回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|--------|------|------------|--------|--------|-------|
| 人数 (人) | 68 | 15 | 22 | 22 | 9 |
| 割合 (%) | 100% | 22% | 32% | 32% | 13% |



② 須坂市動物園

須坂市動物園の利用頻度については、年に数回が 52%で最も多く、次に月に数回が 20%、週に 1 回以上は 11%であった。

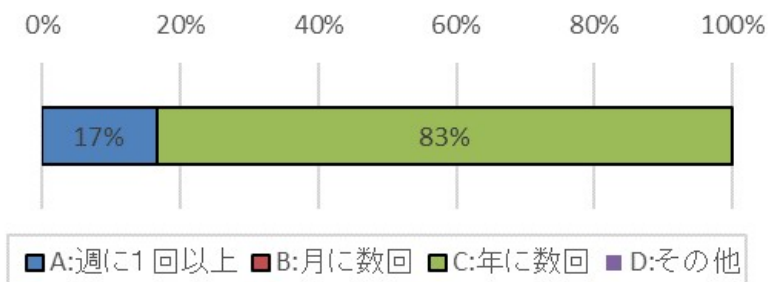
| | 回答者数 | A:週に 1 回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|--------|------|------------|--------|--------|-------|
| 人数 (人) | 46 | 5 | 9 | 24 | 8 |
| 割合 (%) | 100% | 11% | 20% | 52% | 17% |



③ 勤労青少年ホーム（創造の家）

勤労青少年ホーム（創造の家）の利用頻度については、年に数回が 83%で最も多く、次に週に 1 回以上が 17%であった。

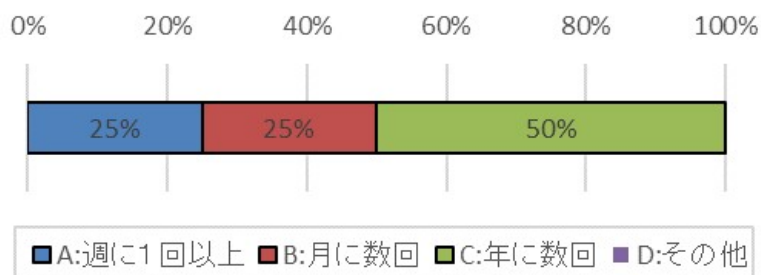
| | 回答者数 | A:週に 1 回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|--------|------|------------|--------|--------|-------|
| 人数 (人) | 6 | 1 | 0 | 5 | 0 |
| 割合 (%) | 100% | 17% | 0% | 83% | 0% |



④ 勤労青少年体育センター

勤労青少年体育センターの利用頻度については、年に数回が 50%で最も多く、次に週に 1 回以上、月に数回が 25%であった。

| | 回答者数 | A:週に1回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|-------|------|----------|--------|--------|-------|
| 人数(人) | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 割合(%) | 100% | 25% | 25% | 50% | 0% |



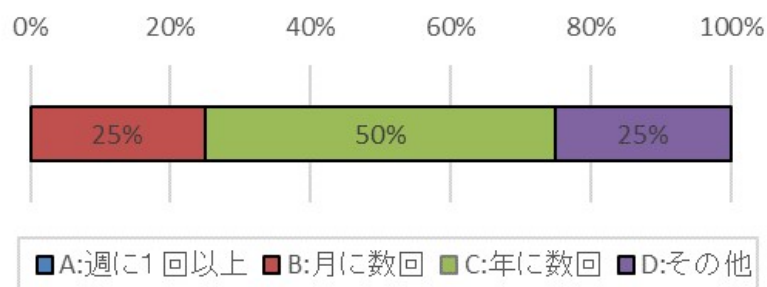
⑤ 弓道場

弓道場の利用頻度については、よく利用する施設として回答した人がいなかった。

⑥ 県民運動広場

県民運動広場の利用頻度については、年に数回が 50%で最も多く、次に月に数回が 25%であった。

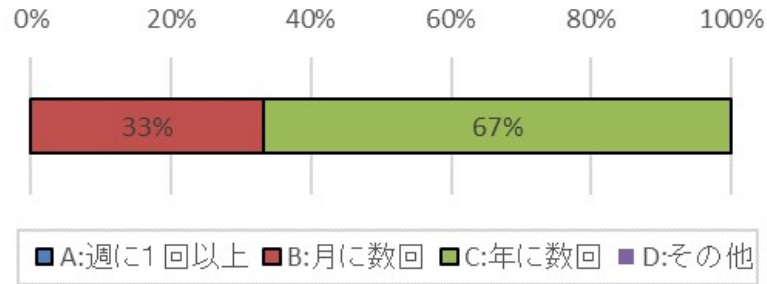
| | 回答者数 | A:週に1回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|-------|------|----------|--------|--------|-------|
| 人数(人) | 4 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| 割合(%) | 100% | 0% | 25% | 50% | 25% |



⑦市営野球場

市営野球場の利用頻度については、年に数回が 67%で最も多く、次に月に数回が 33%であった。

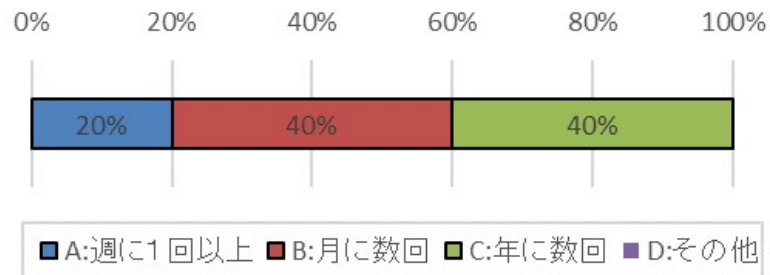
| | 回答者数 | A:週に1回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|-------|------|----------|--------|--------|-------|
| 人数(人) | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 割合(%) | 100% | 0% | 33% | 67% | 0% |



⑧臥竜公園庭球場

臥竜公園庭球場の利用頻度については、月に数回、年に数が 40%で最も多く、次に週に1回以上が 20%であった。

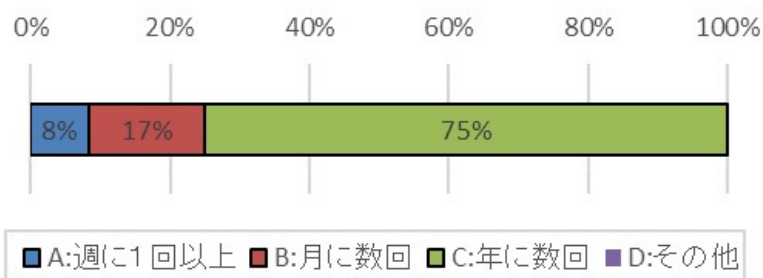
| | 回答者数 | A:週に1回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|-------|------|----------|--------|--------|-------|
| 人数(人) | 5 | 1 | 2 | 2 | 0 |
| 割合(%) | 100% | 20% | 40% | 40% | 0% |



⑨南部地域公民館

南部地域公民館の利用頻度については、年に数回が 75%で最も多く、次に月に数回が 17%、週に1回以上が 8%であった。

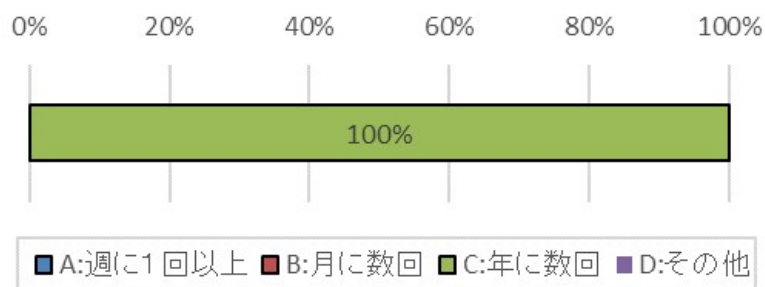
| | 回答者数 | A:週に1回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|-------|------|----------|--------|--------|-------|
| 人数(人) | 12 | 1 | 2 | 9 | 0 |
| 割合(%) | 100% | 8% | 17% | 75% | 0% |



⑩ 臥竜山公会堂

臥竜山公会堂の利用頻度については、4人の回答者が年に数回が利用している。

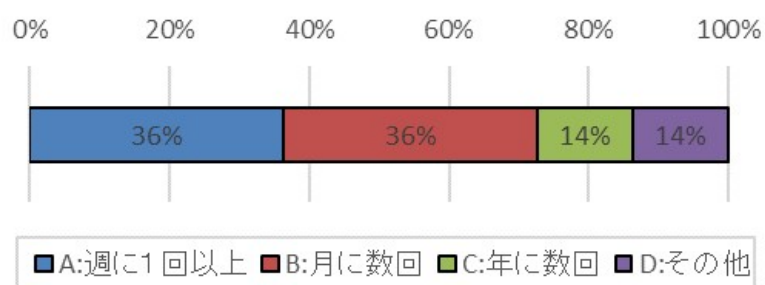
| | 回答者数 | A:週に1回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|-------|------|----------|--------|--------|-------|
| 人数(人) | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 割合(%) | 100% | 0% | 0% | 100% | 0% |



⑪ 百々川緑地 (マレットゴルフ場)

百々川緑地 (マレットゴルフ場) の利用頻度については、週に1回以上、月に数回が36%で最も多く、次に年に数回が14%であった。

| | 回答者数 | A:週に1回以上 | B:月に数回 | C:年に数回 | D:その他 |
|-------|------|----------|--------|--------|-------|
| 人数(人) | 22 | 8 | 8 | 3 | 3 |
| 割合(%) | 100% | 36% | 36% | 14% | 14% |

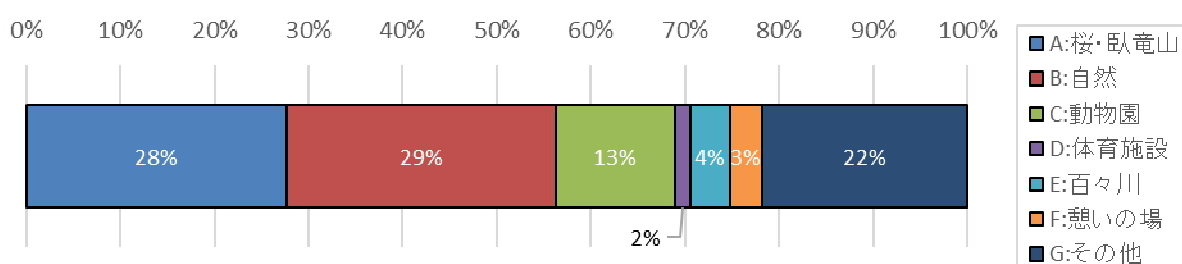


iii) 臥竜公園エリアの魅力は何だと思いますか？

臥竜公園エリアの魅力については、自然が29%で最も多く、次に桜・臥竜山が28%、その他が22%、動物園が13%、百々川緑地が4%、憩いの場が3%、体育施設が2%の順である。

その他には、文化や歴史、博物館、広大なエリア、気軽に行ける、従業員の笑顔、おでん、安心して子どもが遊べる、景色がきれい、市民が利用しやすい、ボート、複合施設が集まっている、ウォーキング等があげられた。

| | A:桜・臥竜山 | B:自然 | C:動物園 | D:体育施設 | E:百々川 | F:憩いの場 | G:その他 | 合計 |
|-----|---------|------|-------|--------|-------|--------|-------|------|
| 回答数 | 33 | 34 | 15 | 2 | 5 | 4 | 26 | 119 |
| 割合 | 28% | 29% | 13% | 2% | 4% | 3% | 22% | 100% |

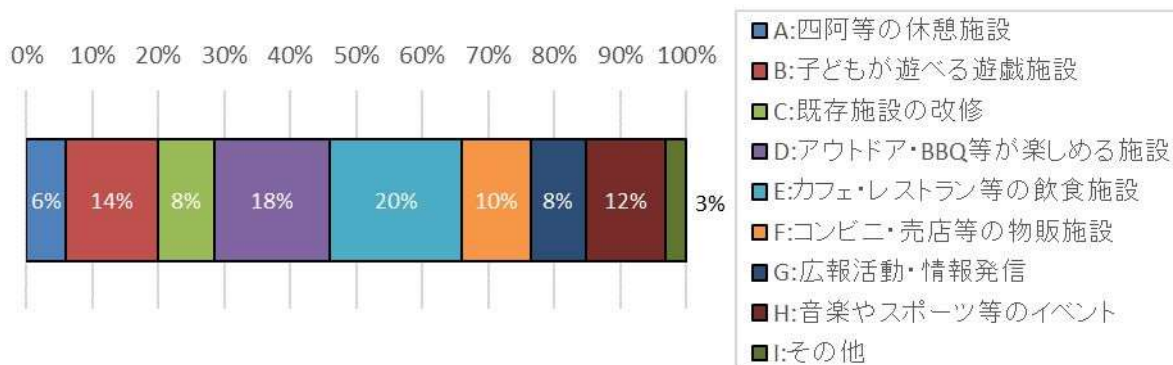


iv) 臥竜公園エリアの魅力・価値向上するために何が必要だと思いますか？

魅力・価値を向上するためには、カフェ・レストラン等の飲食施設の設置が20%で最も多く、次にアウトドア・BBQ等が楽しめる施設が18%、子どもが遊べる遊戯施設が14%、音楽やスポーツ等のイベントが12%、コンビニ・売店等の物販施設が10%であった。

その他については、オフィス・カフェの飲食施設、トレーニング器具、キャンプ場、何もない広い緑地、釣り、ドックラン、自転車、トイレの近代化、広場等の意見があげられた。

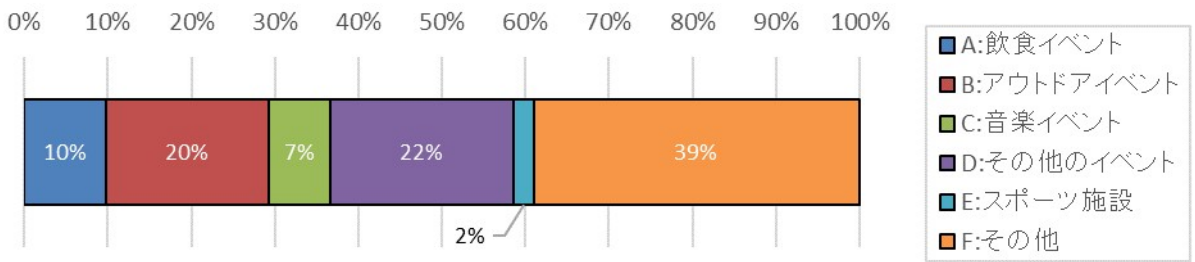
| | A:四阿等の休憩施設 | B:子どもが遊べる遊戯施設 | C:既存施設の改修 | D:アウトドア・BBQ等が楽しめる施設 | E:カフェ・レストラン等の飲食施設 | F:コンビニ・売店等の物販施設 | G:広報活動・情報発信 | H:音楽やスポーツ等のイベント | I:その他 | 合計 |
|-----|------------|---------------|-----------|---------------------|-------------------|-----------------|-------------|-----------------|-------|------|
| 回答数 | 15 | 35 | 21 | 44 | 50 | 26 | 21 | 30 | 8 | 250 |
| 割合 | 6% | 14% | 8% | 18% | 20% | 10% | 8% | 12% | 3% | 100% |



v) 臥竜公園エリアでやってほしいこと、やってみたいこと、出来たらいいなと思うこと

その他が 39%で最も多く、カフェや飲食店の新設、竜ヶ池水質改善、周辺の道路改善などの意見があげられた。次にその他のイベントが 22%であり、女性が安心安全、楽しく、成長が出来るイベントや空間、トラック市やフリーマーケット等の意見があげられた。続いて、アウトドアイベントが 20%、飲食イベントが 10%であった。

| | A:飲食イベント | B:アウトドアイベント | C:音楽イベント | D:その他のイベント | E:スポーツ施設 | F:その他 | 合計 |
|-----|----------|-------------|----------|------------|----------|-------|------|
| 回答数 | 4 | 8 | 3 | 9 | 1 | 16 | 41 |
| 割合 | 10% | 20% | 7% | 22% | 2% | 39% | 100% |



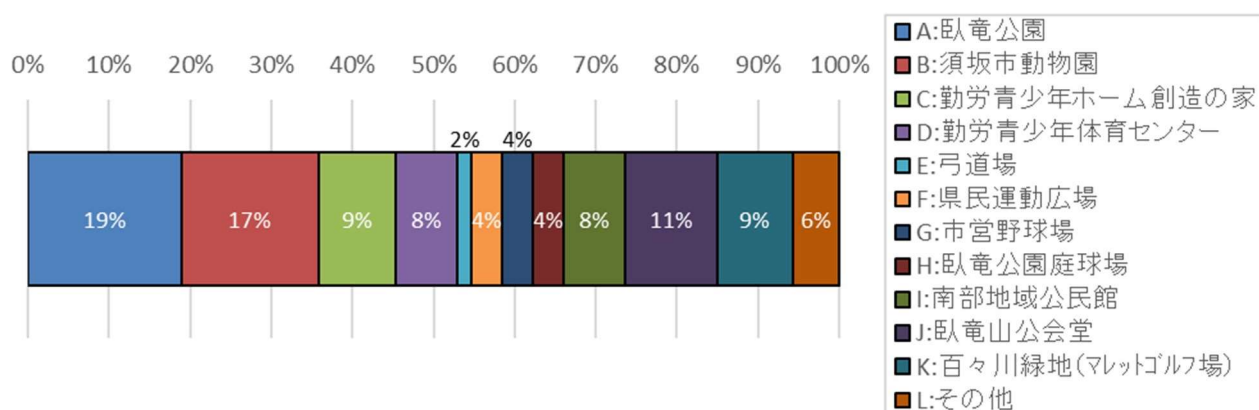
その他については、以下の事項があげられた。

- ・須坂長野東インター周辺開発に合わせ、福島スポーツグラウンド（千曲川河川敷）→臥竜公園エリア→須坂街中という動線の検討。
- ・臥竜公園内の店舗の営業日の検討。（冬季休業期間の見直し）
- ・秋季の観光名所となるイベント等の検討。
- ・各種イベントの開催の検討。
（ロゲイニング：オリエンテーリングに類似した野外アクティビティの開催、映画ロケーションの誘致、トラック市・フリーマーケットの開催、演劇やダンスなどの発表、着物での散策イベント、根曲がりねじれ松の紹介イベント）
- ・動物園のオリの改修。
- ・池の水質改善及び池周辺の園路改修。
- ・公園内への散歩コースの整備。
- ・芝生広場の整備（ボール遊びができる空間の整備）。
- ・臥竜山の自然を残しながら体験型（アスレチック）施設の整備。
- ・臥竜池周辺へのカフェ等飲食店の新設。

vi) 臥竜公園エリアでリニューアルが望ましいと感じる施設とその理由

臥竜公園が19%で最も多く、次に須坂市動物園が17%、臥竜山公会堂が11%であった。

| | A:臥竜公園 | B:須坂市動物園 | C:勤労青少年ホーム創造の家 | D:勤労青少年体育センター | E:弓道場 | F:県民運動広場 | G:市営野球場 | H:臥竜公園庭球場 | I:南部地域公民館 | J:臥竜山公会堂 | K:百々川緑地(マレットゴルフ場) | L:その他 | 合計 |
|-----|--------|----------|----------------|---------------|-------|----------|---------|-----------|-----------|----------|-------------------|-------|------|
| 回答数 | 10 | 9 | 5 | 4 | 1 | 2 | 2 | 2 | 4 | 6 | 5 | 3 | 53 |
| 割合 | 19% | 17% | 9% | 8% | 2% | 4% | 4% | 4% | 8% | 11% | 9% | 6% | 100% |



その他リニューアルが望ましい施設として、公園管理事務所の改修、トイレの増設、休憩場の設置などが挙げられた。

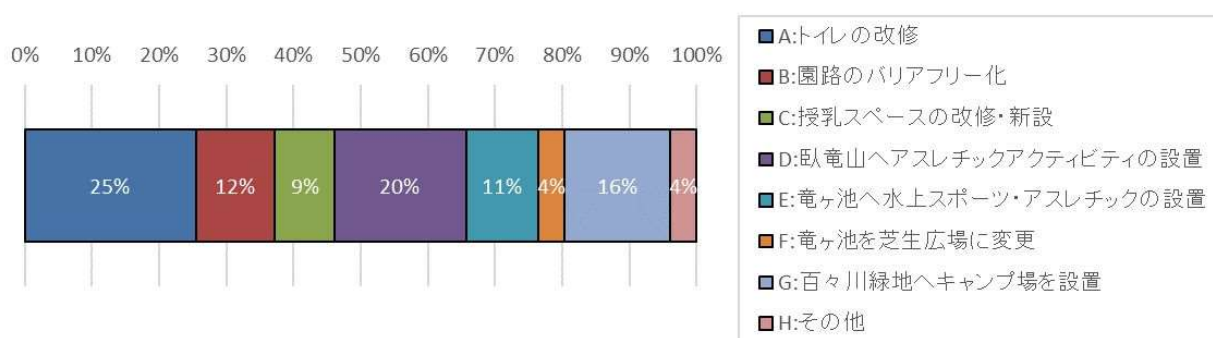
リニューアルが望ましいと感じる理由としては以下の理由が挙げられた。

- ・施設の老朽化。(トイレの増設・改修、休憩場の冷房完備、南部公民館にエレベーター設置、体育施設の改修など)
- ・子供や子連れに優しい施設整備が必要。(臥竜公園内の砂利道の舗装や芝生広場の整備)
- ・臥竜山周辺の桜の継承。
- ・竜ヶ池の水質改善、改修。
- ・昼夜利用可能な飲食施設の不足。
- ・百々川緑地へ雨除けできる休憩場の設置。
- ・イベントエリアとしての利活用の活性化。

vii) 臥竜公園エリアのリニューアル案として希望する内容

リニューアル案として希望する内容については、トイレの改修が 25%と最も多く、次に、臥竜山へアスレチックアクティビティの設置が 20%、百々川緑地へキャンプ場を設置が 16%、園路のバリアフリー化が 12%、竜ヶ池へ水上スポーツ・アスレチックの設置が 11%であった。

| | A:トイレの改修 | B:園路のバリアフリー化 | C:授乳スペースの改修・新設 | D:臥竜山へアスレチックアクティビティの設置 | E:竜ヶ池へ水上スポーツ・アスレチックの設置 | F:竜ヶ池を芝生広場に変更 | G:百々川緑地へキャンプ場を設置 | H:その他 | 合計 |
|-----|----------|--------------|----------------|------------------------|------------------------|---------------|------------------|-------|------|
| 回答数 | 26 | 12 | 9 | 20 | 11 | 4 | 16 | 4 | 102 |
| 割合 | 25% | 12% | 9% | 20% | 11% | 4% | 16% | 4% | 100% |



その他の意見としては以下の事項があげられた。

- ・バラ園の新設。
- ・竜ヶ池の水質改善。
- ・城下町的な副都心化。
- ・竜ヶ池側への芝生広場の整備。

(4) 動物園職員ヒアリング調査

動物園職員ヒアリングは、臥竜公園（須坂市動物園）の現状課題や理想像を把握し、臥竜公園エリア（動物園含む）のリニューアルに向けた、施設改修や新規事業の施策方針に反映することを目的に実施した。

実施日・人数：令和元年 12 月 6 日（金） 3 名
 令和元年 12 月 12 日（木） 4 名
 令和元年 12 月 16 日（月） 4 名

表 3.2.2 動物園職員ヒアリング結果概要

| No | ヒアリング内容 | 結果概要 | リニューアルへの反映事項（案） |
|----|--|--|--|
| 1 | 自己紹介（役職、氏名、年齢、主な業務内容） | — | — |
| 2 | 臥竜公園エリア（動物園を含む）の魅力や価値は何だと思いますか？ | 臥竜公園エリア：生活圏にあり、いつでも気軽に訪れることができる。 臥竜山を中心に四季折々の豊かな自然を感じられる。 様々な施設があるため“ついで利用”が可能である。 須坂市動物園：動物と利用者、飼育員と利用者の距離が近く親しみやすい。 コンパクトな規模であるため、子どもからお年寄りまで楽しめる。 | ・日常利用や親しみやすさという点から、利用者の対象は観光客ではなく、近隣市町村も含む市民を対象とする事が望ましい。 |
| 3 | 接客や日常業務中で、来園者からよく聞く要望や質問はありますか？ （●●はどこにありますか。子供用のトイレありますか？等など） | 要望：飲食できる施設の設置 須坂駅からの公共交通の充実 ライオンやゾウ等の大型動物の展示 南園と北園の連続性 質問：トイレの位置 イベントの開催場所 南園から入場した利用者からの道順 売店の営業時間及び開店日 | ・飲食施設の設置を条件とする事が望ましい。どのような手法で実施するかが課題である。 |
| 4 | 現状、臥竜公園（須坂市動物園）を管理運営しているなかで改善が必要と思う箇所はありますか？（施設、備品設備、イベント・広報、運営体制、接客接遇、など） | 施設：老朽化した獣舎、トイレ、売店・飲食店、冷暖房の休憩施設、園路のバリアフリー化 備品設備：画像編集ソフト、医療関連備品設備。 イベント：有料の新規イベント、須坂市全体でのコラボイベントの実施が望ましい。 広報：現状職員が実施しているため専門の広報官が望ましい。 運営体制：ガイドや学芸員のような人材が欲しい。慢性的な人材不足。 接客接遇：職員研修やコーチングの実施。 その他：オリジナルのお土産品の開発。 | ・獣舎及びトイレ施設の改修は、条件とする事が望ましい。しかし、費用負担が大きいことから、民間参入の障壁となる可能性も高いため施設改修可能な条件及び事業手法が課題である。 ・飲食施設の設置どのような手法で実施するかが課題である。収益施設のため、条件とすることも含め導入の可能性はある。 ・広報官や学芸員等体制は事業スキームとして条件に反映することが望ましい。 |
| 5 | 理想とする好きな公園（動物園）はありますか？具体的な名称と理由を教えてください。 | ・多摩動物園 3名：群れでの展示・学習プログラム ・埼玉県こども動物自然公園 2名：動物と利用者の距離が近い ・京都市動物園 2名：まちなかの動物園・コンパクトな動物園 他 | ・各動物園の特性を把握し、条件として参考とすべき事項が無いか確認する。 |
| 6 | 今後、臥竜公園（須坂市動物園）で実現してみたいことはありますか。（展示や飼育方法、イベント・広報など） | 展示・飼育方法：オリを無くす・感じにくくする（写真を撮りやすくする）、群れ飼育、ふれあいゾーン・家畜動物の飼育（増加）、オリの中の環境改善 イベント：学習・教育プログラムの実施、保育園・小学校とのイベント開催、利用者参加型健康診断 その他：野生動物の保護と PR、動物福祉 | ・展示・飼育方法は、オリを感じさせない展示方法やふれあいゾーンによるリニューアル案が望ましい。 ・イベントは、運営条件として反映することが望ましい。 |

※No.1については、自己紹介であり、調査結果としては反映しない事項であるため掲載していない。

リニューアルへの反映事項に関して、施設整備の要望（獣舎・トイレ・飲食施設）は、飲食施設は、収益施設であり P-PFI や設置管理許可での対応が検討される。また、トイレ等の改修は、非収益施設のため公設もしくは P-PFI の特定公園施設としての対応が検討される。獣舎は、専門性や費用規模の観点から公設もしくは PFI での対応が検討される。

3.3 民間事業者参画可能性把握

3.3.1 トライアルサウンディングの実施

1) 民間事業者参画促進施設の選定

臥竜公園エリア全体における様々な利活用の可能性や潜在的需要を把握するため、臥竜公園エリア全体および全ての施設をトライアルサウンディング（TS）の対象施設とした。

2) トライアルサウンディングの条件整理

①実施方針

- i) 臥竜公園における様々な利活用の可能性や潜在的な需要、提案の市場性等を把握するための試験的な事業（以下、「試験事業」という。）を行うこととする。
- ii) 臥竜公園における提案の自由度を広げるため、既存の都市公園に対するイメージに捉われない、柔軟、かつ独自性に富んだ試験事業の提案を求めることとする。
- iii) 暫定使用期間中における一時的な営利のみを目的とせず、臥竜公園における民間活力の導入（官民連携事業）に繋がる試験事業の提案を求めることとする。

②応募資格

「須坂市臥竜公園トライアルサウンディング」の応募事業者（以下、「使用希望者」という。）は指針に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間事業者、NPO 法人、個人事業主又は任意団体等とする。

③留意事項

i) 費用負担

試験事業の応募、実施に係る費用は、暫定使用者の負担とする。

ii) 提案書類の取り扱い及び特許権等

- a) 提案書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできない。
- b) 提出書類の著作権は、使用希望者に帰属するが、提案書類は返却しない。
- c) 使用希望者の提案書類については、提案審査以外で使用希望者に無断で使用することはない。
- d) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標件等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った使用希望者が負うものとする。

iii) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に使用希望者の責任において須坂市都市公園条例（平成 28 年 3 月 25 日条例第 27 号）などの関係法令等を確認し、試験事業の実施時における法令適合のリスクは暫定使用者に帰属することとする。

iv) リスク分担

トライアルサウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方について、暫定使用者が実施する試験事業に関しては暫定使用者が責任を持って遂行し、試験事業に伴い発生するリスクについても、原則として暫定使用者が負うものとする。

v) 試験事業の取り扱い

来年度以降、臥竜公園における官民連携事業に関する公募を行った場合、今回の試験事業で特に優れた実績を残した事業者については、一定程度、その実績を考慮する可能性がある。

（出典：須坂市臥竜公園トライアルサウンディング実施指針）

3) 民間事業者へのトライアルサウンディングの実施

TSは全6事業（3団体、47日）開催。

表 3.3.1 トライアルサウンディングの実施一例

| TS 名称 | | 実施日 | 実施者 | 場所 |
|-------|-----------------------------|--|---------------------------------|-------------------|
| ① | 動物園うまいもん市 | 令和1年10月26日 令和1年11月4日 令和1年11月23日 (全3日) | 動物園うまいもん市 実行委員会所属 (給食当番) | 動物園 南園 休憩所横 |
| | | 令和1年12月7日～8日 令和2年1月1日～4日 (全6日) | 動物園うまいもん市 実行委員会所属 (まごころ屋) | 動物園 南園 南園通路 |
| | | 令和1年11月16日～30日 土日 令和1年12月1日～8日 土日 (全8日) | 動物園うまいもん市 実行委員会所属 (オンタイム) | 動物園 南園 |
| ② | 自然と心の 安らぎのおとも | 令和2年2月1日～29日 土日祝 令和2年3月1日～28日 土日祝 (全15日) | キモノのゆきわ 有限会社 盛進堂製菓舗 | 動物園内 |
| ③ | パラコードで アクセサリ作り | 令和1年10月5日～6日 (全2日) | ナチュランス・ アウトドアスタイル | 動物園 南園 |
| | アウトドア ナイフテクニク ワークショップ | 令和1年10月20日 (全1日) | | 百々川 緑地 |
| | タープ・シェルター& ロープワークショップ | 令和1年10月26日～27日 (全2日) | | |
| | キャンプ& 焚き火ワーク | 令和1年11月2日～3日 (全2日) | | |
| | トレック& ハンモック・ テントワーク | 令和1年11月9日～10日 (全2日) | | |
| | 防災キャンプワーク | 令和1年11月16日～17日 (全2日) | | |
| | 焚き火&ナイフワーク | 令和1年11月23日～24日 (全2日) | | |
| | 冬キャンプワーク | 令和1年11月30日～12月1日 (全2日) | | |

| | | | | |
|-------------------|--|------|--|---------|
| 名 称 | ①動物園 うまいもん市 | 実施日 | 令和1年10月26日 令和1年11月4日 令和1年11月23日（全3日） | |
| 実施者 | 動物園うまいもん市 実行委員会所属 （給食当番） | | 概要 | あげパンの販売 |
| 実施場所 | 動物園南園休憩所横 | 利用者数 | 200人 | |
| 売上実績 | 42,600円 | | | |
| 公園の課題 | ・実施範囲（営業場所）の見直しが必要。 | | | |
| 事業実施の課題 | ・未熟学児にもわかりやすいメニュー表の作成。 ・看板・のぼりの改良。（遠方からでもわかりやすい表示） | | | |
| 必要な行政支援 | ・Web や園内での事前告知。 ・実施当日の園内放送での告知・案内。 | | | |
| 官民事業に対する 意見・要望 | ・継続して運営していくために、建設的かつ前向きな話し合いが必要。 ・ヒアリングを通してリアルタイムで実施事業を改善が望ましい。 | | | |

| | | | | |
|-------------------|---------------------------------|------|---------------------------------------|-------|
| 名 称 | ①動物園 うまいもん市 | 実施日 | 令和1年12月7日～12月8日 令和2年1月1日～1月4日（全6日） | |
| 実施者 | 動物園うまいもん市 実行委員会所属 （まごころ屋） | | 概要 | 飲食の提供 |
| 実施場所 | 動物園南園 | 利用者数 | 122人 | |
| 売上実績 | 53,600円 | | | |
| 公園の課題 | ・開催時期の検討 | | | |
| 事業実施の課題 | ・開催場所の検討 | | | |
| 必要な行政支援 | ・人が集まる場所の提供 | | | |
| 官民事業に対する 意見・要望 | ・事業者だけで行っており官の協力が無い。 | | | |

| | | | | |
|-------------------|---------------------------------|------|-----------------------------|-------------------------|
| 名 称 | ①動物園 うまいもん市 | 実施日 | 令和1年11月16日～12月8日 土日（全8日） | |
| 実施者 | 動物園うまいもん市 実行委員会所属 （オンタイム） | | 概要 | クレープ、からあげ、 ホットコーヒー販売 |
| 実施場所 | 動物園南園 | 利用者数 | 355人 | |
| 売上実績 | 132,820円 | | | |
| 公園の課題 | ・特になし。 | | | |
| 事業実施の課題 | ・特になし。 | | | |
| 必要な行政支援 | ・特になし。 | | | |
| 官民事業に対する 意見・要望 | — | | | |

| | | | |
|-------------------|-----------------------|------|--|
| 名 称 | ②自然と心の 安らぎのおとも | 実施日 | 令和2年2月1(土)～3月28(土) 土日祝(全15日) |
| 実施者 | キモノのゆきわ 有限会社盛進堂製菓舗 | 概要 | 動物、植物、キャラクター 等の土産品の販売 昆虫標本の展示及び販売 物産販売及び飲食物販売 |
| 実施場所 | 動物園内 | 利用者数 | 約400人 |
| 売上実績 | 203,940円 | | |
| 公園の課題 | - | | |
| 事業実施の課題 | - | | |
| 必要な行政支援 | - | | |
| 官民事業に対する 意見・要望 | - | | |

| | | | |
|-------------------|--|------|-----------------------------------|
| 名 称 | ③アウトドア ワークショップ | 実施日 | 令和1年10月5日(土)～12月1日(日) 土日(全15日) |
| 実施者 | ナチュランス・アウトドアス スタイル | 概要 | アウトドア・キャンプに 関するワークショップ |
| 実施場所 | 動物園南園/百々川緑地 | 利用者数 | 8人 |
| 売上実績 | 12,000円 | | |
| 公園の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・百々川緑地での開催がほとんどであり、臥竜公園全体のことでないが、トイレや水飲み場が少ない。 ・百々川横断のアクセス向上。(対岸への移動に)ある程度の距離を歩いて橋を渡る必要がある。 ・売店や自販機などがあると望ましい。 | | |
| 事業実施の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・開催間近に台風19号の影響があり、人集めに苦労した。 ・キャンプのワークショップという聞きなれない内容であったので、告知の段階で分かりやすく情報を伝える事が必要。 | | |
| 必要な行政支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では今の状況でできることを行ったが、実施する内容によっては様々な支援の要望があると想定される。 | | |
| 官民事業に対する 意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民だけに限らず、市街からも来て頂けるような魅力が必要。 ・ワンストップで須坂市の魅力を伝えることができる施設が必要。 | | |



図 3.3.1 TS 実施の様子

4) 民間事業者へのトライアルサウンディングのとりまとめと条件整理

民間事業者からは、以下の意見・課題があげられた。

① トライアルサウンディングの結果とりまとめ

i) 公園の課題について

- ・一定程度の平場の広場があることで事業内容の幅が広がり、事業採算性の向上に繋がる可能性もある。

ii) 事業実施の課題

- ・民間事業者として、採算がとれる場所及び時期の検討。
- ・安全管理面の過度な制限。

iii) 必要な行政支援

- ・Web等での事前広報、案内に関する行政支援。
- ・一定のルールの中で事業者の事業目的や採算性等に配慮した柔軟な対応。
- ・事業性の高い場所やニーズなどの市場調査及び情報提供。

iv) 官民連携事業に対する意見要望

- ・事業の継続のための振り返りや改善方法について協議する場を設ける。

② トライアルサウンディングを踏まえた条件整理

トライアルサウンディングへ参加した民間事業者からの意見・課題から、民活導入事業の実施に向け以下の条件が検討される。

i) 正確かつ事業者ニーズに沿った情報提供

キッチンカー等の事業は、その出店場所（通行者数）や利用者のニーズにより売上が左右される。そのため、公園エリアのどこが主の利用動線なのかまた、利用者の滞留スペースとなる場所はどこかといった情報を事業者へ事前に提供することが望ましい。

また、利用者ニーズとしてどういった飲食店もしくはイベント・事業が望まれているかをアンケート調査等による把握が望ましい。把握した利用者ニーズに合わせた内容の募集を行い利用者と民間事業者、相互のニーズを満たし満足度の向上を図ることが必要と考える。（現状実施されているアンケートは利用者属性と広報媒体に関する内容が主となっている）

正確かつ事業者ニーズに沿った情報提供は、民間事業者にとって事業参画の判断を決める重要な資料ともなる。

ii) 分かりやすく柔軟な運営ルールの設定

民間事業者の参画を促し、一定のルールに基づき事業を実施するため、単純かつ事業採算性を損なわない柔軟な運営ルールを策定し実施することが望ましい。

（例：キッチンカー等の出店に関する柔軟性：出店時間や場所、出店判断等、利用者の利便性を損なわない範囲での事業採算性を確保するような条件の検討が望ましい。アウトドア等の事業においては、火器の使用やケガの対策等安全面の過度な制約とならないような条件の検討が望ましい。）

意見交換の場を定期的に設けることで、ある程度の抑制機能を持ちながら民間事業者のノウハウを生かした自由な事業推進を促進することが望ましい。

3.3.2 民間事業者ヒアリング調査

1) 民間事業者ヒアリング

①ヒアリング対象の抽出

民間事業者ヒアリングは、民間活力導入にあたって、臥竜公園エリアの魅力や参画する場合の懸念事項、現時点での参画意欲について確認することを目的に実施した。

民間事業者ヒアリング調査先選定の考え方は以下の通りある。

| 基準 | 方法 |
|------------------------------------|--|
| A. PPP/PFI 事業への関心度の高い市内及び近隣市町村事業者 | 須坂市担当課へのヒアリング等により抽出 |
| B. 臥竜公園トライアル・サウンディングへの参画事業者 | 臥竜公園トライアル・サウンディングへの参画事業者より抽出 |
| C. 全国規模で PPP/PFI 事業の実績又は参画意向がある事業者 | オリエンタルコンサルタンツの PPP/PFI データベースから抽出(国交省 PPP/PFI セミナー参加企業、オリエンタルコンサルタンツ民活導入業務の対象企業) |

上記の方法にて整理された事業者のうち、臥竜公園エリアにおいて参画が想定される業種にて絞込み。全 16 社へ依頼をし、回答が得られた 13 社の結果を整理した。

| 職種 | 臥竜公園エリアにおいて参画が想定される事業 | 具体例 |
|------------|------------------------------------|---------------------------|
| 動物園 | 須坂市動物園の整備から運営管理への参画を想定 | 動物園管理運営者など |
| Web、広報デザイン | 臥竜公園エリアでの Web、広報デザイン等運営管理への参画を想定 | エリア広報、デザインなど |
| 施設管理 | 臥竜公園エリアでの施設管理の運営管理への参画を想定 | 宿泊施設、指定管理者実績など |
| 飲食 | 臥竜公園エリアの便益施設(飲食店等)の整備から運営管理への参画を想定 | レストラン、カフェ、BBQ など |
| イベント/アウトドア | 臥竜公園エリアでのイベント関係等運営管理への参画を想定 | イベント、アウトドア事業など |
| スポーツ・遊戯 | 臥竜公園エリアの運動施設、遊戯施設の整備から運営管理への参画を想定 | 運動施設管理者、遊具メーカー |
| 建設業 | 臥竜公園エリア全体又は公園施設の整備から運営管理への参画を想定 | ゼネコン、住宅総合メーカー、建設コンサルタントなど |

| | |
|------------|---|
| ヒアリング対象事業者 | 基準 A に該当する事業者：11 社 基準 B に該当する事業者：1 社 基準 C に該当する事業者：1 社 合計 13 社 |
|------------|---|

②設問の検討

民間事業者ヒアリングにあたって、民活導入の条件設定の参考とするため、以下の設問を設定した。

表 3.3.2 ヒアリングの設問設定

| 設問 | | 意図 |
|----|---|---|
| 1 | 臥竜公園エリアの魅力と感ずる点をお教えください。 | ・民間事業者として臥竜公園エリアの魅力と感ずる対象を把握するため。 |
| 2 | これまで、公共施設の官民連携事業等への参画実績はありますでしょうか。(整備・管理・運営等) | ・事業実績の設定および責任者の資格要件の設定の参考とするため。 |
| 3 | 臥竜公園エリア内の施設で民間参画の公募があった場合に、興味関心のある施設はありますか。 | ・公募時の概ねの応募者数を把握するため。 ・包括管理の対象施設及びエリア設定の参考とするため。 |
| 4 | 貴社が臥竜公園エリアへ民間参画する場合、可能性のある事業内容及び事業手法はありますか。(例：施設管理・施設運営・イベント・広報等) | ・事業手法設定及び対象施設、エリア設定の参考とするため。 |
| 5 | 貴社が臥竜公園エリアへ民間参画する場合、懸念事項(課題等)はどういったものがありますか。(例：事業期間は〇年以上必要、行政との役割分担等) | ・民間参画の障壁となる条件を把握するため。 ・民間事業者にとってリスクとなる事項を把握するため。 |
| 6 | 民間参画における行政への希望はありますか。(例：公募時の検討可能な期間の確保・リスク分担等) | ・民間事業者の参画を促す条件を把握するため。 |

③ヒアリングの結果概要と条件設定への反映事項

ヒアリングを実施した13社からの回答は以下の通りである。参画に対して関心がある企業は5社であった。また、対象エリアについては、臥竜公園エリア全体を希望する企業が多かった。懸念事項や行政への希望としては、最低限の施設整備改修は行政負担で実施することや、民間事業者の経営リスクを減らすことが可能な措置の検討（利用料金の増額や最低限必要な費用の支払い等）があった。

現時点で新規施設の整備費及び既存施設の改修費、既存施設の管理運営費すべてを独立採算で実施可能という事業者はいなかった。

表 3.3.3 ヒアリングの結果概要

| 設問 | 結果概要 | 反映事項（案） |
|--|---|--|
| 1. 臥竜公園エリアの魅力と感ずる点をお教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・臥竜公園エリア全体。百々川緑地を中心とした広大なエリア。 ・動物園エリア ・気軽に日常利用できる公園であること。 | — |
| 2. これまで、公共施設の官民連携事業等への参画実績はありますでしょうか。（整備・管理・運営等） | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度による公共施設の管理運営実績を5社が有する。 ・G社は、桜開花時の駐車場管理及び企画・広報を担当している。 ・P-PFIの実績を1社が有する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・参画実績が無いが、参画希望の企業があることから、グループで保有していれば良い等、最低限必要な実績とその保有範囲についてスキームの検討と条件への反映が必要である。 |
| 3. 臥竜公園エリア内の施設で民間参画の公募があった場合に、興味関心のある施設はありますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・興味関心があると回答したのは6社である。（A社は、担当としては興味があるとの回答であった。） ・その他7社からは、参画意向はないとの回答であった。 ・興味のある施設が、エリア全体が4社、動物園+臥竜公園+公会堂が1社、百々川緑地が1社であった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象エリア：臥竜公園エリア全体（百々川緑地） ・ノウハウが必要とされる動物園についても当該公園においては主力施設であることから対象施設とする方針としたい。 |
| 4. 貴社が臥竜公園エリアへ民間参画する場合、可能性のある事業内容及び事業手法はありますか。（例：施設管理・施設運営・イベント・広報等） | <ul style="list-style-type: none"> ・施設（全体）の維持管理運営の可能性があると回答が5社であった。 ・一部施設の運営とイベントとの回答が1社であった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体の管理運営を前提とした手法の検討が必要である。 ・百々川については拠点施設の設置希望もあるため、全体の管理運営+一部施設の新設・運営についてその手法の検討が必要である。 |
| 5. 貴社が臥竜公園エリアへ民間参画する場合、懸念事項（課題等）はどのようなものがありますか。（例：事業期間は○年以上必要、行政との役割分担等） | <ul style="list-style-type: none"> ・動物園を含む事業期間は、最低10年は必要である。 ・桜の樹勢回復に必要な維持管理費や老朽化したトイレの設備改修費等老朽化を要因とした、突発的な対応費用の発生が懸念事項である。 ・アウトドアイベントにおける安全管理上の過度な制約（火気禁止・ナイフの使用禁止等） ・事業開始時に運営者の意向を反映できるPFI事業等の実施が可能か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間は、経済性を踏まえ10年以上での検討としたい。 ・突発的な修繕対応が必要な場合にそなえ、修繕費の設定方法（総額での上限設定もしくは個別対応の金額設定が望ましい）。 ・民間事業者の意向が反映可能な事業手法の設定。 |
| 6. 民間参画における行政への希望はありますか。（例：公募時の検討可能な期間の確保・リスク分担等） | <ul style="list-style-type: none"> ・獣舎等施設部分については、行政負担で最低限整えておくことが望ましい。 ・動物園入場料は、値上げの余地を持たせることが望ましい。利用料金に自由度があるとよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入場料等の利用料金は、民活導入を契機にある程度値上げの余地が可能な上限額への条例変更を検討する必要がある。（現状、条例では一般の場合200円の固定となっている） |

表 3.3.4 ヒアリングの結果一覧(1/2)

| 企業名 | A社 | B社 | C社 | D社 | E社 | F社 |
|---|--|---|--|--|---|--|
| 事業内容 | ・公共施設管理運営事業 | ・宿泊事業、 ・コンサルティング事業 | ・発泡スチロール金型の製造 (須坂経営革新塾会員) | ・ホテル・温浴施設・飲食店等の 企画、運営及びコンサルティング | ・アウトドアのイベント、 ワークショップ事業 | ・建設事業、施設管理事業 (動物飼育施設含む) |
| 1. 臥竜公園エリアの 魅力とを感じる点をお 教えてください。 | ・エリア全体に様々な施設が複 合している点。 | ・桜の時期の臥竜公園エリア、 動物園等の施設。 ・民間参入により変わる可能性 が有ると感じる点。 | ・市民にとって思い出の場所 である点。 ・飲食事業の可能性が有る点 | ・北信エリアの桜の名所である 点。 ・観光地としての魅力を高める中 で中心的な役割を担う場所 である点。 | ・百々川緑地等広大な敷地が ある点。 | ・動物園があり、ノウハウを生 かせる点。 ・収益施設が多くあり事業拡大 につながる可能性が有る点。 |
| 2. これまで、公共施 設の官民連携事業等 への参画実績はあり ますでしょうか。 | ・官民連携事業の実績有。 長野市茶臼山動物園／千曲 川リバーフロントスポーツガーデン／松 代国民宿舎等管理運営 | ・官民連携事業の実績有。 むれ温泉天狗の郷／りんご 温泉／古城荘等管理運営 | ・官民連携事業の実績無。 | ・官民連携事業の実績有。 やきもち家(運営)／長野市大 岡温泉(運営)／長野市山の駅 (整備管理運営)等 | ・官民連携事業の実績無。 | ・官民連携事業の実績有。 松本市アルプス公園ことり と小動物の森の管理 |
| 3. 臥竜公園エリア内 の施設で民間参加 の公募があった場合 に、興味関心のある施 設はありますか。 | ・担当者としては、エリア全体 に興味関心がある。(A社と しての参画予定は現時点 では判断が難しい。) | ・エリア全体に興味関心があ る。一部では難しい。 | ・動物園単体もしくは、動物園 ＋臥竜公園＋公会堂に興味 関心がある。 (動物園から始めて徐々に 範囲を増やしたい。) | ・エリア全体に興味関心がある。 | ・百々川緑地エリアに興味関 心がある。 | ・エリア全体に興味関心があ る。 |
| 4. 貴社が臥竜公園エ リアへ民間参画する 場合、可能性のある事 業内容及び事業手法 はありますか。 | ・エリア全体の施設管理、運営。 | ・エリア全体の施設管理、運営。 (指定管理者制度希望) | ・動物園＋臥竜公園＋公会堂の 管理、運営。 | ・エリア全体の施設管理、運営。 ・宿泊施設、温浴施設、地産のカ フェレストラン、マルシェ等を 併設する観光開発事業。 ・公園や運動施設と図書館を一体 化するパークライブラリー事 業等の再開発。 | ・アウトドアの拠点となる施 設運営。 ・アウトドア関連のイベント 事業。 | ・エリア全体の施設管理運営。 ・カフェ等の収益事業。 |
| 5. 貴社が臥竜公園エ リアへ民間参画する 場合、懸念事項(課題 等)はどういったもの がありますか。 | ・事業期間は最低 10 年必要。 (動物園を含む場合。展示動 物の入替含め、10 年以下で は将来像も設定できない。) ・収入の増加策。 | ・老木化した桜の維持管理費。 ・老朽化したトイレ設備の改 修。 | ・事業期間は 5 年程度必要。 ・必要な維持管理運営費の行政 負担の有無。 | ・PFI 事業の可能性の有無。 | ・事故やケガ等に対する安全 面の過度な制約。 (体験することを重視し ているため。) | ・事業期間は最低 10 年必要。 ・老朽化した施設の改修。 |
| 6. 民間参画における 行政への希望はあり ますか。(例:公募時 の検討可能な期間の 確保・リスク分担等) | ・獣舎等施設部分については最 低限の範囲で行政負担が望 ましい。 ・入場料の値上げ余地を持たせ ることが望ましい。 | ・施設利用料の設定に自由度が あることが望ましい。 | ・桜の樹勢回復の対応は行政負 担が望ましい。 | ・行政としての動物園事業等の今 後の方針を示すことが望まし い。 | ・一定程度の平場及びインフ ラの整備は行政負担が望 ましい。(百々川緑地) | ・施設の改修整備及びインフラ の整備は行政負担が望まし い。 |

表 3.3.5 ヒアリングの結果一覧(2/2)

| 企業名 | G社 | H社 | I社 | J社 | K社 | L社 | M社 |
|---|---|----------------------------------|------------------|---|---|--|--|
| 事業内容 | ・鉄道事業 | ・観光事業 | ・ウェブアプリケーション事業 他 | ・印刷・IT事業 | ・デザイン業 | ・宿泊施設の運営管理 | ・カフェ事業 |
| 1. 臥竜公園エリアの魅力とを感じる点をお教えてください。 | ・市民の身近な場所である点。 | ・気軽に日常利用できる公園である点。 | ・百々川緑地はきれいな点。 | ・市民の憩いの場となっている点。 ・桜、菊展等のイベントや運動施設がある点。 | ・緑が豊かな点。 | ・緑が豊かで複数の施設が点在している点。 ・周辺観光施設からのアクセスが良い点(人形博物館・田中本家・遠藤酒造場等)。 | ・動物園、公民館、野球場等様々な施設があり、多様な方の来園が見込まれる点。 |
| 2. これまで、公共施設の官民連携事業等への参画実績はありますか。 | ・官民連携事業の実績有。南長野運動公園／サマーランド／小布施ハイウェイオアシス 等 | ・官民連携事業の実績有。(一部) 臥竜公園での桜まつりの企画広報 | ・官民連携事業の実績無。 | ・官民連携事業の実績無。 | ・官民連携事業の実績無。 | ・官民連携事業の実績無。 | ・官民連携事業の実績有。P-PFIによる公園内カフェ整備運営(15件) |
| 3. 臥竜公園エリア内の施設で民間参加者の公募があった場合に、興味関心のある施設はありますか。 | ・現時点で参画は考えていない。 | ・現時点で事業者としての参画は考えていない。 | ・現時点で参画は考えていない。 | ・現時点で参画は考えていない。 | ・現時点で参画は考えていない。ただし、エリア全体の広報やデザインに関する部分は興味関心がある。 | ・現時点で参画は考えていない。 ⇒事業対象がメンテナンスリポート開発であるため。 | ・現時点で参画は考えていない。 ⇒2023年開業予定のイオンモール須坂への出店を優先的に検討しているため。また須坂市の人口推移及び利用者数が減少しており長期的な事業経営に懸念がある。 |
| 4. 貴社が臥竜公園エリアへ民間参画する場合、可能性のある事業内容及び事業手法はありますか。 | — | ・イベント及び広報での連携の可能性有。 | — | — | ・イベント及び広報での連携の可能性有。 | — | — |
| 5. 貴社が臥竜公園エリアへ民間参画する場合、懸念事項(課題等)はどのようなものがありますか。 | ・指定管理者制度を導入する場合、次期公募時に現行の管理者の評価結果に応じた加点評価の設定。 | — | — | — | ・目的外利用の許可。 | — | — |
| 6. 民間参画における行政への希望はありますか。(例:公募時の検討可能な期間の確保・リスク分担等) | ・道の駅のような物販施設があれば、参画の可能性有。 | — | — | — | ・大規模イベントが実施可能な広場及び設備の整備が望ましい。 | — | — |

3.4 法令等の整理

(1) 施設整備関連の法制度

1) 都市計画法

臥竜公園エリアは、都市計画法上市街化区域と市街化調整区域となっている。臥竜公園エリア内で、南部地域公民館・臥竜山公会堂・百々川緑地は市街化調整区域であり、その他の施設は市街化区域の第一種住居地域となっている。

表 3.4.1 長野県須坂市における建物規制の数値基準

| 規制内容 | | 市街化区域（第一種住居地域）の規制値 | 市街化調整区域の規制値 |
|----------------------------|-----------------|--|--|
| 建蔽率 | | 60% | 60% |
| 容積率 | | 200% | 100% |
| 道路斜線 | | 勾配 1.25 | 勾配 1.25 |
| 隣地斜線 | | 高さ 20mから勾配 1.25 | 高さ 20mから勾配 1.25 |
| 日陰規制 （隣地境界から5メートル以内は除く） | 対象建築物 | 高さ 10mを超える建築物 | 高さ 10mを超える建築物 |
| | 測定面の高さ | 4m | 4m |
| | 日影を生じさせてはならない時間 | 隣地境界から 10m以内は 4 時間以上 隣地境界から 10mを超える範囲は 2.5 時間以上 | 隣地境界から 10m以内は 5 時間以上 隣地境界から 10mを超える範囲は 3 時間以上 |

また、臥竜公園エリアは都市公園臥竜公園として都市計画決定がされている。そのため、都市計画法に準拠する必要がある。

表 3.4.2 都市計画公園臥竜公園の概要

| 項目 | 内容 |
|----------|------------------|
| 都市計画決定 | 昭和 49 年 1 月 28 日 |
| 都市計画公園名称 | 都市計画臥竜公園 |
| 公園種別 | 総合公園 |
| 都市計画決定面積 | 33.0ha |

2) 都市公園法（須坂市都市公園条例）

都市公園内に設けることのできる建築物については、都市公園法第 4 条及び同施設令第 5 条（須坂市都市公園条例第 2 条の 3）において、建築面積の総計の当該都市公園敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、100 分の 2 を超えてはならないとされている。ただし、動物園を設ける場合やその他規則で定める施設の場合においては規則で定める範囲でこれをこえることができる。施設毎の許容面積が以下のとおり定められており、計画にあたっては十分に留意しなければならない。

表 3.4.3 都市公園の許容建築面積

| 通常 建蔽率 | 特別措置 | | 許容 建蔽率 | 備考 |
|---|---|------------|--------------------------------|---|
| | 特例施設 | 特例 建蔽率 | | |
| 2% (A) 都市公園法 第4条 第1項 須崎市都市 公園条例第 2条第3項 | 施行令第5条に規定 する ・休養施設 ・運動施設 ・教養施設 ・災害応急対策に必要な 施設 ・都道府県立自然公園 利用のための施設 | 10% (B) | 12% (A)+(B) | 施行令第6条第1項1号 ・休養施設 (施行令第5条第2項) ・運動施設 (施行令第5条第4項) ・教養施設 (施行令第5条第5項) ・災害応急対策に必要な施設 (施行令第5条第8項) |
| | ・文化財保護法の国 宝、重要文化財等 ・景観法の景観重要建 造物等 | 20% (C) | 32% (A)+(B) +(C) | 施行令第6条第1項2号 |
| | ・屋根付き広場 ・壁を有しない雨天用 運動場 ・壁を有しない休憩場 ・屋根付き野外劇場 | 10% (D) | 42% (A)+(B) +(C)+(D) | 施行令第6条第1項3号 |
| | ・仮設公園施設(3月 を限度として公園 として臨時に儲け られる建築物) | 2% (E) | 44% (A)+(B) +(C)+(D)+(E) | 施行令第6条第1項4号 |

表 3.4.4 臥竜公園の建築施設面積の整理

| 建築施設面積(m ²) | 公園敷地面積(m ²) | 備考 |
|-------------------------|-------------------------|----------|
| 7,014.45 (※1) | 330,000 | 建蔽率：2.1% |

※1 表 3.4.5：建築施設面積一覧表より

表 3.4.5 建築施設面積一覽表

| 施設 | | 建築面積 | 延べ床面積 | 敷地面積 | 競技場面積 | H29一般会計等 固定資産台帳 | 建べい率計算 採用値 | 備考 |
|----------------|-----------|----------|------------|--------------|-------------|--------------------|---------------|----------------------------------|
| 臥竜公園 | ボート小屋・便所 | ㎡ | | 298,000.00 ㎡ | | 163.79 ㎡ | 163.79 ㎡ | H29一般会計等固定資産台帳 53.46㎡+110.33㎡ |
| 須坂市動物園 | 管理事務所・便所等 | ㎡ | | | | 396.30 ㎡ | 396.30 ㎡ | H29一般会計等固定資産台帳 |
| | 本園 | ㎡ | 1097.28 ㎡ | 7,950.00 ㎡ | | | 1097.28 ㎡ | 飼育施設一覽表 |
| | 南園 | ㎡ | 1838.50 ㎡ | 6,253.00 ㎡ | | | 1838.50 ㎡ | 飼育施設一覽表 |
| | 避難所(休憩所) | ㎡ | 119.78 ㎡ | | | 119.00 ㎡ | 119.78 ㎡ | 動物園視察資料 |
| 勤労青少年ホーム創造の家 | | 578.08 ㎡ | 912.34 ㎡ | 9,478.00 ㎡ | | 926.92 ㎡ | 578.08 ㎡ | 公園台帳(RC造2階建て) |
| 勤労青少年体育センター | | ㎡ | 716.63 ㎡ | | 562.95 ㎡ | 718.91 ㎡ | 716.63 ㎡ | HP(S造平屋建て) |
| 弓道場 | | 409.68 ㎡ | | 1,441.00 ㎡ | | 409.68 ㎡ | 409.68 ㎡ | HP |
| 県民運動広場 | | ㎡ | | 28,908.00 ㎡ | 22,948.40 ㎡ | 145.33 ㎡ | 145.33 ㎡ | H29一般会計等固定資産台帳 115.08㎡+30.25㎡ |
| 市営野球場 | | ㎡ | | 15,169.00 ㎡ | 10,285.00 ㎡ | 25.00 ㎡ | 25.00 ㎡ | H29一般会計等固定資産台帳 |
| 臥竜公園庭球場 | | ㎡ | | 8,570.00 ㎡ | 6,030.00 ㎡ | 109.66 ㎡ | 109.66 ㎡ | H29一般会計等固定資産台帳 |
| 百々川緑地(マレットゴルフ) | | ㎡ | | 173.89 ㎡ | | 31.87 ㎡ | 31.87 ㎡ | H29一般会計等固定資産台帳 26.91㎡+4.96㎡ |
| 南部地域公民館 | | 683.52 ㎡ | 1,233.90 ㎡ | | | 1,234.00 ㎡ | 683.52 ㎡ | 臥竜公園80年のあゆみ |
| 臥竜山公会堂 | | ㎡ | | | | 699.03 ㎡ | 699.03 ㎡ | H29一般会計等固定資産台帳 |
| 合計 | | | | 375,942.89 ㎡ | | | 7,014.45 ㎡ | |
| 公園敷地面積 | | | | | | | 330,000.00 ㎡ | |
| 建べい率 | | | | | | | 2.13 % | |

表 3.4.6 H29一般会計等固定資産台帳

| 台帳種別 | 台帳番号 | 所管部課 | 共通名称 | 固有名称 | 床面積 | | |
|------|------|-----------|-----------------------|---------------------|--------|----------|-----------------------|
| 建物 | 501 | 中央公民館 | 南部地域公民館 | 公民館(S部分) | 124 | | |
| 建物 | 502 | 中央公民館 | 南部地域公民館 | 廊下 | 45 | | |
| 建物 | 503 | 中央公民館 | 南部地域公民館 | 公民館(RC部分) | 1065 | 1,234.00 | 南部地域公民館 |
| 建物 | 504 | 中央公民館 | 臥竜山公会堂 | 集会所 | 699.03 | 699.03 | 臥竜山公会堂 |
| 建物 | 546 | 生涯学習スポーツ課 | 弓道場 | 体育館(的場棟) | 65.61 | | |
| 建物 | 547 | 生涯学習スポーツ課 | 弓道場 | 体育館(的場棟)(増築分) | 12.15 | | |
| 建物 | 548 | 生涯学習スポーツ課 | 弓道場 | 体育館(射場棟) | 268.92 | | |
| 建物 | 549 | 生涯学習スポーツ課 | 弓道場 | 体育館(射場棟)(増築分) | 22.5 | | |
| 建物 | 550 | 生涯学習スポーツ課 | 弓道場 | 体育館(矢取道棟) | 40.5 | 409.68 | 弓道場 |
| 建物 | 551 | 生涯学習スポーツ課 | 勤労者体育館(須坂勤労青少年体育センター) | 体育館 | 716.6 | | |
| 建物 | 552 | 生涯学習スポーツ課 | 勤労者体育館(須坂勤労青少年体育センター) | 体育館(H15取得分) | 2.31 | 718.91 | 勤労者体育館(須坂勤労青少年体育センター) |
| 建物 | 553 | 生涯学習スポーツ課 | 臥竜公園 | 庭球場更衣室・管理棟(主な用途更衣室) | 109.66 | 109.66 | 庭球場 |
| 建物 | 686 | 生涯学習スポーツ課 | 勤労青少年ホーム(創造の家) | 集会場 | 912.34 | | |
| 建物 | 687 | 生涯学習スポーツ課 | 勤労青少年ホーム(創造の家) | 便所(外部) | 14.58 | 926.92 | 勤労青少年ホーム(創造の家) |
| 建物 | 688 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 管理事務所 | 58.32 | | |
| 建物 | 689 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 管理事務所(改築分) | 0 | | |
| 建物 | 690 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 南口管理事務所 | 8.1 | | |
| 建物 | 691 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 南口管理事務所(増築分) | 4.05 | | |
| 建物 | 692 | まちづくり課 | 臥竜公園 | シャワー室(事務所) | 12.96 | | |
| 建物 | 693 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 動物園売店 | 39.67 | | |
| 建物 | 694 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 動物園便所 | 4.96 | | |
| 建物 | 695 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 調理室(事務所) | 53.41 | | |
| 建物 | 696 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 推肥舎 | 26.73 | | |
| 建物 | 697 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 園丁詰所 | 47.11 | | |
| 建物 | 698 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 動物小屋 | 140.99 | 396.3 | 動物園 |
| 建物 | 699 | まちづくり課 | 臥竜公園 | ポンプ室(親水広場ポンプ室) | 9.72 | | |
| 建物 | 700 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 博物館横公衆トイレ | 54.81 | | |
| 建物 | 701 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 遊園地便所 | 4.96 | | |
| 建物 | 702 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 駐車場便所 | 9.91 | | |
| 建物 | 703 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 東谷公衆便所(公衆便所) | 30.93 | 110.33 | 臥竜公園 |
| 建物 | 704 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 遊船事務所(事務所) | 32.4 | | |
| 建物 | 705 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 遊船所便所(便所) | 21.06 | 53.46 | 遊船事務所、便所 |
| 建物 | 706 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 動物園避難所 | 1.19 | 119 | 動物園避難所 |
| 建物 | 718 | 商業観光課 | 百々川緑地公園公衆便所 | 公衆便所 | 26.91 | 26.91 | 百々川緑地公園公衆便所 |
| 建物 | 738 | まちづくり課 | 百々川マレットゴルフ場用具庫 | 用具庫 | 4.96 | 4.96 | 百々川マレットゴルフ場用具庫 |
| 建物 | 809 | 生涯学習スポーツ課 | 県民須坂運動広場 | 管理棟 | 57.12 | | |
| 建物 | 810 | 生涯学習スポーツ課 | 県民須坂運動広場 | トイレ(百々川側) | 57.96 | 115.08 | 県民須坂運動広場 |
| 建物 | 811 | 生涯学習スポーツ課 | 市営野球場 | トイレ | 25 | 25 | 市営野球場 |
| 建物 | 822 | 生涯学習スポーツ課 | 勤労青少年ホーム(創造の家) | カウンター窓(改修分) | 1 | | 勤労青少年ホーム(創造の家) |
| 建物 | 827 | まちづくり課 | 臥竜公園 | 動物園避難所太陽光発電設備 | 1 | | 臥竜公園 |
| 建物 | 880 | 生涯学習スポーツ課 | 県民須坂運動広場 | 倉庫(百々川側) | 30.25 | 30.25 | 県民須坂運動広場 |

3) 景観法（須坂市景観計画）

市では、景観法の公布、施行に先立ち平成12年に『須坂市景観形成基本計画』を策定し景観づくりに関する取り組みを行ってきた。景観法に基づき作成された、須坂市景観計画では、景観要素を4つに分類し、分類ごとに景観要素の特徴と基本方針、景観育成期準等をまとめている。

臥竜公園エリアは、百々川緑地が田園集落地域に、百々川緑地以外は都市部地域に指定されている。

| 地域区分 | 適用 |
|--------|---|
| 都市部地域 | 都市計画法（昭和43法律第100号）第8条第1項1号の規定による用途地域 |
| 沿道地域 | 高速自動車国道、一般国道、主要地方道、北信濃くだもの街道、長野電鉄線の各道路・鉄道の両側30m（都市部地域及び山地高原地域を除く） |
| 田園集落地域 | 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域（都市部地域・沿道地域を除く） |
| 山地高原地域 | 都市部地域・沿道地域・田園集落地域を除いた地域（上信越高原国立公園を含む） |

都市部地域の景観育成方針

- 須坂の象徴である臥竜公園の桜や松など自然景観の保全
- 建築物や工作物は、北信五岳や周辺田園景観などへの眺望に配慮
- 歴史的景観を形成する建物を活用した町並みの維持・保存
- 町並みの連続性に配慮、建築物等は周辺の町並みと調和
- 寺社、名跡、土蔵造りの建物、公園などを結ぶ回遊性の確立
- 駅やインター周辺等、本市の玄関口にふさわしい景観の育成
- ゆとりのある歩行者空間、緑の空間の確保、魅力ある道路景観の育成

田園集落地域の景観育成方針

- 地域の誇りである里山の一本桜や桜並木をはじめとする樹木の保全
- 河川の手入れや水質・環境を保全し、良好な河川景観を育成
- 良好な水質の湧水群の保全
- 建築物や工作物は、北信五岳や周辺の田園景観などへの眺望に配慮
- 地域に数多くある眺望スポットからの眺望景観の保全
- 旧街道や史跡、古墳群など歴史的景観の保全、活用
- 果樹園や水田、里山農地などの景観の保全、耕作放棄地の活用や解消
- 沿道の景観を阻害するゴミ等の対策による良好な沿道景観の確保
- 自然豊かな田園景観を守るため、屋外広告物は周囲との調和に配慮

沿道地域の景観育成方針

- 沿道のゴミ対策及び緑化の市民との共創による取り組み
- 沿道・沿線の建物や工作物は、周囲と調和し、眺望景観を阻害しないように配慮
- 沿道の屋外広告物は、周囲との調和に配慮

山地高原地域の景観育成方針

- 峰の原高原などの雄大な自然景観の保全
- 雄大な眺望景観の保全
- 良好な景観保全のため、登山道、駐車場などの施設の維持管理



図 3.4.1 景観育成方針

①届出対象行為

景観計画区域における建設や開発の行為のうち、景観への影響が大きい一定規模以上の行為について景観法に基づく届け出が必要。

表 3.4.7 景観計画区域における届出対象行為

| 行為の種類 | | 一般地域 | 景観育成重点地区 | |
|---|---|---|---|--------------------------------|
| 建築物 | 新築、増築、改築若しくは移転 | 高さ10mを超えるもの又は 建築面積が500㎡を超えるもの | 高さ10mを超えるもの又は 床面積が10㎡を超えるもの | |
| | 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更 | 変更に係る面積が400㎡を超えるもの | 変更に係る面積が15㎡を超えるもの | |
| 工 作 物 | 新設、増築、改築、若しくは移 転、外観を変更 することとなる 修繕若しくは 模様替え又は 色彩の変更 | プラント類、自動車車庫（建 築物とならない機械式駐車 装置）、貯蔵施設類、処理施 設類 | 高さ10mを超えるもの又は 築造面積500㎡を超えるもの | 高さ10mを超えるもの又は 築造面積10㎡を超えるもの |
| | | 電気供給・通信施設 | 高さ20mを超えるもの | 高さが8mを超えるもの |
| | | 煙突、鉄柱、木柱、記念塔等 | 高さ10mを超えるもの | 高さ5mを超えるもの |
| | | 擁壁、垣、柵、塀類等 | 高さが3mかつ長さ30mを超えるもの | 高さ2mを超えるもの |
| | | その他 | 高さ10mを超えるもの | 高さ5mを超えるもの |
| 行為の規模が上記以下であっても、その行為に特定外観意匠（外観に公衆の関心を引くための形態若しくは色彩その他の意匠（屋外広告物を含む））があり、その特定外観意匠の面積が景観育成重点地区において3平方メートルを超えるもの及び一般地域において25平方メートルを超えるもの（営利を目的としないもの及び当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。）がある場合は届出が必要です。 | | | | |
| 開発行為（土地の形質の変更） | | 面積が1,000㎡を超えるもの又は 生じる法面・擁壁の高さが3mかつ 長さが30mを超えるもの | 面積が300㎡を超えるもの又は 生じる法面・擁壁の高さが1.5mを 超えるもの | |
| 土石類の採取及び鉱物の掘採 | | | | |
| 屋外における物件の堆積 | | 高さ3m又は 面積1,000㎡を超えるもの | 高さ3m又は 面積100㎡を超えるもの | |

②景観育成基準

一般地域の景観育成基準（抜粋）

表 3.4.8 景観育成基準

| 事項 \ 地域 | | 都市部 | 沿道 | 田園集落 | 山地高原 |
|----------------------------------|---------------|---|---|--|---|
| 配置 | 道路後退 | 周辺と壁面線を含わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 | 特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努めること。 | 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 | 道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努めること。 |
| | 眺望確保 | 北信五岳や周辺の山々への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 | | | 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するよう配置とすること。 稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 |
| 規模 | 高さ | 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 | | | |
| | 定量 | 別表 P8「6.地域区分別の高さ制限値」とすること。 | | | |
| 形態・意匠 (変更命令対象) | 調和 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。 | | | |
| | 意匠 | 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。 | 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。 | 屋根は原則としてこう配屋根とし、背景の山並みや周辺の建築物との調和に努めること。 | 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、山並みとの調和に努めること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い地域では、その様式を継承、又は取り入れた意匠とするよう努めること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等と比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 | | | |
| | 電気供給 通信施設 | 亜鉛メッキの場合は曝露処理もしくは低光沢処理を施しその他の場合は落ち着いた色を基調とすること。 | | | |
| 色彩等 (変更命令対象) | 調和 (彩度・定量) | <p>けばけばしい色彩を避けるため外壁及び屋根等に使用できる色彩の範囲は以下のとおりとする。 マンセル値による彩度は橙(YR)6、黄(Y)・赤(R)4、その他3以下(P8「7.一般地域で使用できる彩度」参照) ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の5分の1以内にアクセント色(低層部、窓枠、換気フード等の小面積で街並みに彩りを与える色)として着色される部分。ただし屋根は認めない。 ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材が本来持つ色彩。 ・地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するもの。 ・その他法令などで着色が義務付けられているもの。 | | | |
| | 色数 | 使用する色数を少なくするよう努めること。 | | | |
| | 照明 | 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 | | | |
| 敷地の緑化 | 調和 | 建築物等の周囲は緑化することにより、周辺への圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 | | | |
| | 配置 | 北信五岳・周辺の山並みや河川など水辺景観への眺望を阻害しないよう努めること。 | | | |
| 特定外観意匠 (屋外広告物を含む) (変更命令対象) | 規模・形態・意匠 | 基調となる周辺の景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。 | | | |
| | 色彩等 | けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 | けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 | けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 | けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 |
| | | 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 | | 光源で動きのあるものは、原則として避けること。 | |
| | その他 | 建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようできるだけ控えること。 | | | 眺望を阻害するような建築物等の屋上への掲出は、避けること。 |

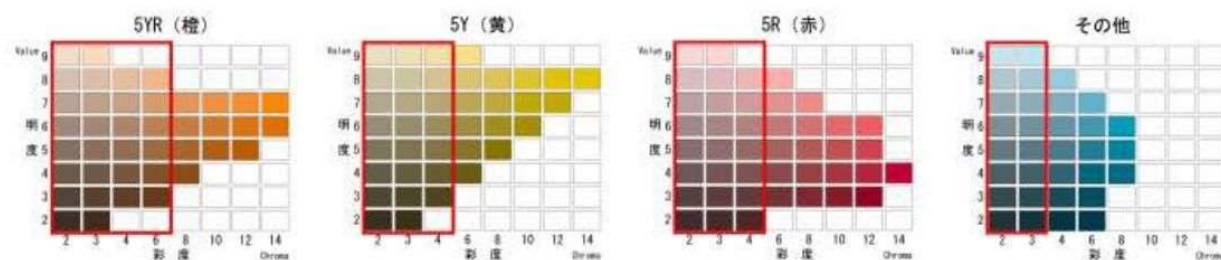
③地域地区区分別の高さ制限値

表 3.4.9 地域地区区分別の高さ制限値

| | 容積率／建ぺい率 | 制限値 (m) |
|----------------|--|---------|
| 都市部地域 第一種住居地域 | 200／60 | 20 |
| 田園集落地域 市街化調整区域 | — | 10 |
| 全地域共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共上必要な建築物[*]で、景観上支障なく、やむを得ないものは緩和を認めることができる。 ※公益上必要な建築物とは、学校、病院等とする。 ・電気供給・通信施設、その他施設機能上必要な施設で、市長が特に許可したものはこの限りではない。 | |

④一般地域で使用できる彩度

「一般地域」の景観育成基準で定める、外壁及び屋根等に使用できる色彩のマンセル値による彩度は、橙 (YR) 6、黄 (Y)・赤 (R) 4、その他3以下です。



※印刷の都合上正しい色彩を表示することができないため、あくまでも目安としてください。

4) 河川法

百々川緑地及び臥竜公園エリア内の一部は、1級河川である信濃川水系であり、河川区域及び河川保全区域に該当する。土地の占用や工作物の新築等にあたっては河川法に基づく許可が必要となる。

5) 森林法

臥竜山は風致保安林、干害防備保安林、土砂流出防備保安林と3つの保安林に指定されており、臥竜公園、南部地域公民館、臥竜山公会堂は保安林内となっている。

保安林の立木を伐採する場合や土地の形質を変更する場合は長野県知事の許可が必要となる。

表 3.4.10 森林法の行為の制限

| | |
|-----------|--|
| 立木の伐採 | 立木を伐採しようとする場合には、 <u>基本的に知事の許可が必要である。</u> この際に適否審査が行われ、当該伐採が適正であると判断されれば許可される。 |
| 土地の形質の変更等 | 以下に掲げるような行為をしようとする場合には、基本的に知事の許可が必要。これらの行為が保安林機能の維持に支障がないと判断されれば許可される。 <ul style="list-style-type: none"> ・立竹の伐採 ・立木の損傷 ・家畜の放牧 ・下草、落葉若しくは落枝の採取 ・土石若しくは樹根の採掘 ・開墾その他の土地の形質を変更する行為 |

6) 砂防法

百々川緑地及び勤労青少年ホーム創造の家、勤労青少年体育センター、弓道場、県民運動広場は、砂防指定地に指定されている。砂防指定地は、砂防法に基づき砂防設備を要する土地又はこの法律により治水砂防上一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地である。敷地内での以下の行為は長野県知事の許可が必要である。

表 3.4.11 砂防法の行為の制限

| | |
|----------|---|
| 許可が必要な行為 | (長野県砂防指定地管理条例第3条) <ul style="list-style-type: none"> ・建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 ・立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引による運搬 ・切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 ・たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 ・土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ・樹根又は草根の採取 ・牛馬その他の家畜の放牧 |
|----------|---|

7) 土砂災害防止法

臥竜公園エリアの各施設は以下の通り土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域に指定されている。

表 3.4.12 臥竜公園内の土砂災害（特別）警戒区域

| | |
|------------|---|
| 土砂災害特別警戒区域 | (R 急斜地の崩壊) 臥竜公園、南部地区公民館、臥竜山公会堂、 臥竜公園庭球場 |
| 土砂災害警戒区域 | (Y 急斜地の崩壊) 臥竜公園、須坂市動物園、 臥竜公園庭球場、南部地区公民館、臥竜山公会堂、 市営野球場 |

土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に関する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

表 3.4.13 土砂災害防止法の行為の制限

| 名称 | 内容 |
|------------------|--|
| 特定の開発行為に対する許可制 | 住宅宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設などのための開発行為については、都道府県知事の許可が必要 |
| 建築物の構造規制 | 居室を有する建築物については建築確認が必要 |
| 建築物の移転等の勧告及び支援措置 | 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。 |
| 宅地建物取引における措置 | 特定の開発行為においては、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えない。また、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられている。(宅地建物取引業法) |

8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成 18 年 6 月 21 日に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が公布され、同年 12 月 20 日に施行された。これにより、都市公園である動物公園の整備を行う際、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」への適合義務が規定されることとなった。なお、同条第 4 項において、上記以外の既存の特定公園施設についても、都市公園移動等円滑化基準への適合の努力義務が規定されている。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 12 の特定公園施設（政令で規定）を設ける場合について、都市公園等円滑化基準で定めている主な内容は以下のとおりである。

表 3.4.14 都市公園移動等円滑化基準の主な内容

| | 項目 | 内容 |
|---|--|--|
| 1 | 都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口、通路、階段及び傾斜路に係る幅、勾配等の基準を定める。 ・ 下記 2～8 の特定公園施設及び主要な公園施設に接続する旨を定めている。 |
| 2 | 屋根付き広場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の基準及び車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保等を定めている。 |
| 3 | 休憩所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口、カウンター及び便所の基準並びに車いす使用者の円滑な利用に的利他広さの確保等を定めている。 |
| 4 | 野外劇場及び野外音楽堂 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口、通路及び便所の基準並びに一定の基準を満たした車いす使用者観覧スペースの設置等を定めている。 |
| 5 | 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の基準を満たした車いす使用者用駐車施設の設置等を定めている。 |
| 6 | 便所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口、戸及び便房等の基準を定めている。 |
| 7 | 水飲み場及び手洗い場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする旨を定めている。 |
| 8 | 掲示板及び標識 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする旨を定めている。 |

9) 須坂市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園設置に関する基準を定める条例施行規則

須坂市では、特定公園施設の設置に関して必要な事項を条例で定めている。

特に関連性の高い、①園路及び広場、②休憩所、③駐車場、④便所、⑤掲示板及び標識について整理した。

①園路及び広場

| | 項目 | 内容 |
|---|---------------|--|
| 1 | 出入口 | (1)出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。 (2)出入口に車止めを設ける場合は、当該車止め相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 |
| 2 | 通路 | (1)通路の幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 (2)通路の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (3)通路の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 (4)通路の路面は滑りにくい仕上げがなされたものであること。 |
| 3 | 階段 (踊場を含む) | 階段(その踊場を含む。以下同じ。)の路面が滑りにくい仕上げがなされたものであることとする。 |
| 5 | 傾斜路 | (1)傾斜路(その踊場を含み、階段若しくは段に代わり設けるもの又はこれらに併設するものに限る。以下この項において同じ。)の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 (2)傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 (3)傾斜路の路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 (4)高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、 |

| | | |
|---|------------|--|
| | | 高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。 |
| 6 | 転落の恐れのある場所 | 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 |

②休憩所

| | 項目 | 内容 |
|---|-------|--|
| 1 | 出入口 | <p>(1)出入口の幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3) に揚げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3)地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4)戸を設ける場合は、当該戸は、以下に挙げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア)幅は 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ)高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> |
| 2 | カウンター | カウンターのうち 1 以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りではない。 |

③ 駐車場

| | 項目 | 内容 |
|---|------|---|
| 1 | 設置数 | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りではない。 |
| 2 | 施設基準 | (1)幅は350センチメートル以上とすること。 (2)車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。 |

④ 便所

| | 項目 | 内容 |
|---|-----|---|
| 1 | 便房等 | 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 |
| 2 | | 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。 |
| 3 | | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、上記に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。 (1)便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 (2)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。 |
| 4 | 出入口 | 上記の便房が設けられた便所は、以下に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)出入口は以下に掲げる基準に適合するものであること。 ①幅は80センチメートル以上とすること。 ②③に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ③地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>④高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>⑤戸を設ける場合は、当該戸は、以下に挙げる基準に適合するもの。</p> <p>(ア)幅は80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ)高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> |
|--|--|--|

⑤ 掲示板及び標識

| | 項目 | 内容 |
|---|--------|--|
| 1 | 掲示板・標識 | <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に挙げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>(2)当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> |

(2) 施設の管理運営に関する法制度

1) 動物園（公園施設）の運営における民間活力導入について

動物園は、公園管理者である市が設置した公園施設（都市公園法第2条第2項第6号）に該当する。動物園を民間事業者が管理するためには、以下の方法が考えられる。

- ①公園施設の設置管理許可を受ける方法（都市公園法第5条第1項）
- ②指定管理者制度による方法（地方自治法第244条第2項以下）
- ③PFI法に基づく従来型のPFI事業
- ④PFI法に基づく公共施設等運営権（コンセッション方式）

表 3.4.15 動物園の管理に関する法令

| 法令等 | 条文 | 備考 |
|---------------------------|--|-----------------------|
| 都市公園法（昭和三十二年四月二十日法律第七十九号） | <p>第二条（中着）</p> <p>2 この法律において「<u>公園施設</u>」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる以下の各号に挙げる施設をいう。</p> <p>（中略）</p> <p>六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で法令で定めるもの</p> | 動物公園は市が設置した公園施設に該当する。 |
| | <p>第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「<u>公園管理者</u>」という。）<u>以外の者は</u>、都市公園に公園施設を設け、又は、<u>公園施設を管理しようとするときは</u>、条例（国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を<u>公園管理者</u>に提出してその<u>許可を受けなければならない</u>。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が以下の各号の<u>いずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる</u>。</p> <p>一 <u>当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難</u>であると認められるもの</p> <p>二 <u>当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資する</u>と認められるもの</p> | 第三者が行う公園施設の設置・管理の許可。 |

| | | |
|--|---|-----------------|
| | 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、 <u>十年をこえることができない</u> 。これを更新するときの期間についても、同様とする。 | |
| 地方自治法 (昭和二十二年四月十七日法律第六十七号) | 第二百四十四条の二(中略) 3 普通地方公共団体は、 <u>公の施設</u> の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に <u>当該公の施設の管理を行なわせることができる</u> 。 | 公の施設の管理をするものの指定 |
| 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年七月三十日法律第百十七号) | 第二条(中略) 6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、 <u>公共施設等の管理者等が所有権</u> (公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。) <u>を有する公共施設等(利用料金</u> (公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。) <u>を徴収するもの</u> に限る。)について、 <u>運営等</u> (運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)を行い、 <u>利用料金を自らの収入として収受するもの</u> をいう。 | |

①第三者の行う公園施設の設置管理許可と、②指定管理者制度は、施設の管理の面においては、①が都市公園を構成する公園施設について許可を与える制度であり、②が都市公園全体の包括的な管理を委ねることを原則とする制度であることである。そのため、公園全体の管理を利用料金の収受も含めて包括的に委任する場合は指定管理者、飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合は設置管理許可制度とされる(下記都市公園法運用指針及び平成15年通知)。

須坂市都市公園条例では、須坂市動物園は、都市公園である臥竜公園に設置された有料の「公園施設」とであるとされているため、上記の理解によると、公園施設である動物園の管理を民間に委ねる場合は設置管理許可制度をとるものとも思える。しかし、現在は、公園施設である「動物園」自体が1つの公の施設として認知されている。そのため、動物園を新たに民間事業者に運営させる場合も、指定管理者制度を採用することになる

と考えられる。加えて、臥竜公園エリア全体を民間事業者運営させる場合も指定管理者制度を採用することになると考えられる。

指定管理者制度を採用する場合、動物園内の個別の公園施設の設置管理に対する許可は不要とされる（下記平成 15 年通知）

第三者の行う公園施設の設置管理許可は、10 年以下とされ、更新時も同様とされている。

表 3.4.16 指定管理者制度に関する法令

| 法令等 | 条文 |
|--|--|
| 都市公園法運用指針 （第 2 版）、平成 24 年 4 月、国土交通省都市 局 | 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者制度（以下「指定管理者制度」という。）も、都市公園の整備と管理に民間事業者等のノウハウを活用する制度であるが、法第 5 条による第三者に対する公園施設の設置管理許可制度（以下「設置管理許可制度」という。）と比較すると、 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定管理者制度は、都市公園全体の包括的な管理を委ねることを原則とする制度であるのに対し、設置管理許可制度は、都市公園を構成する公園施設について許可を与える制度</u>であること ・ 指定管理者制度は、管理のみを対象とした制度であるが、設置管理許可制度は管理のみでなく、設置についても許可を与えることができること ・ 指定管理者制度に基づく管理者の指定に当たっては、地方公共団体の議会の議決を必要とするが、設置管理許可を与える場合には議決を必要としないこと等の制度上の違いがある。 このため、一般的には、 <u>都市公園全体の管理を民間事業者等に利用料金の収受も含めて包括的に委任しようとするような場合は指定管理者制度を適用</u> することとなり、一方で、 <u>飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間事業者委ねる場合</u> や遊具、花壇等の公園施設の設置管理を NPO 等に委ねる場合には、 <u>設置管理許可制度を適用</u> するものと考えられる。 |
| 平成 15 年 9 月 2 日付 国土交通省都市・地域 整備局公園緑地課長通 知「指定管理者制度に よる都市公園の管理に ついて」 | 1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第 244 条 2 第 3 項の規定に基づき、 <u>指定管理者に対し、都市公園法第 5 条第 2 項の許可を要することなく、都市公園全体または区域の一部（中略、以下「一定規模の区域」という。）の管理を行なわせることができること。</u> 2. <u>指定管理者が行うことができる管理の範囲</u> は地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務（占用許 |

| | |
|--|--|
| | <p>可、監督処分等)以外の事務(行為の許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為、(自らの収入としない利用料金の収受、清掃、巡回等)等)であること。</p> <p>3.指定管理者に行わせる管理の範囲については、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務の範囲内で、都市公園条例において明確に定めること。</p> <p>4.都市公園全体または一定規模の区域について、公園管理者以外の者に<u>事実行為として整備を行わせた場合</u>において、当該者に対し<u>事実行為に係る事務</u>を行わせることにより管理を行わせることができるほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく<u>指定管理者制度により管理を行わせることもできる</u>こと。例えば、<u>PFI事業者に対し、同事業者が事実行為としてPFI事業により整備した公園の一定規模の区域を指定管理者制度により管理を行わせることができること。</u></p> <p>5.なお、従前の通り、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、公園管理者が、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設置管理することが不相当又は困難であると認められる場合については、都市公園法第5条第2項の許可をすることにより<u>公園管理者以外の者に設置管理させることが可能</u>であること。この場合、公園管理者以外の者は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者になることなく、都市公園法第5条第1項の規定に基づいて公園施設の設置管理を行なうことができることから、<u>指定管理者制度に係る条例に基づくことなく、自らの収入として料金収受すること等ができること。</u></p> |
|--|--|

③PFI法に基づく従来型のPFIを行う場合、PFI事業契約に基づき民間事業者が実施することができるのは事実行為のみであり、法的な権能が付されるわけではないため、公園施設等の利用料金を民間事業者自らの収入にする場合、事業方式や業務の内容に応じて、①設置管理許可制度又は②指定管理者制度を組み合わせる必要がある。

本事業について、既存の動物園・運動施設等、独立した公の施設でもあり既存の公園施設において、入園料や利用料について利用料金制を採用する場合、指定管理者制度が設置管理許可制度をとることが必要になる。

また、本事業について、既存の公園施設のみならず、DBO方式として、又は提案事業として民間事業者が整備して運営する売店等の新たな公園施設を設置する場合、当該施設については設置管理許可もしくは、P-PFI制度の適用が必要と考えられる。

表 3.4.17 PFI に関する法令

| 法令等 | 条文 |
|---|--|
| <p>都市公園法運用指針 (第2版)、平成24年 4月、国土交通省都市 局</p> | <p><u>PFIにより行われる民間事業者による都市公園の整備と管理</u>は、公園管理者と民間事業者との間で交わされる契約に基づき、公園施設の建設や維持管理の<u>事実行為を民間事業者に行わせる</u>ものであり、<u>法的な権能が付与されるものではない</u>。</p> <p>そのため、<u>BTO方式やBOT方式</u>により整備された公園施設の管理に当たり、<u>当該公園施設又は当該公園施設の設置された都市公園の利用料金を民間事業者自らの収入として管理運営資金に充てる</u>ような場合には、別途<u>指定管理者制度</u>又は<u>設置管理許可制度</u>を適用することが必要となる。</p> <p>また、<u>BOO方式により民間事業者が整備し独立採算で経営する公園施設</u>については、<u>設置管理許可制度</u>を適用することが必要である。</p> |

④PFI法に基づく公共施設等運営権を用いる場合、運営権を独立した財産権とすることで抵当権の設定等が可能になり資金調達が円滑化すること、運営権の取得に要した費用は減価償却が可能であることなどがメリットとされる。

2) 都市公園における営利行為について

民間事業者が公園施設を用いて営利行為を行うことについて、都市公園法上、これを規制する条項は見当たらない。

第三者による公園施設の設置・管理の許可は、都市公園法第5条第2項第1号により、「当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの」が要求されていることから、むしろ営利行為を伴う公園施設が設置管理許可の対象になっている。これらについては、許可にあたり、料金の価格や販売する物品の種類及び価格等が適正なものかを確認し、指導することになっている。

第三者に公園施設を設置又は管理させる場合、すなわち①設置管理許可の場合には、行政財産使用料を徴収するものとされている。しかし、②指定管理者制度や③④PFI法に基づく事業の場合については規定がない。そのため、指定管理者制度による場合でも、設置管理許可の場合と同等の配慮をすることが望ましいと考えられる。

表 3.4.18 営利行為に関する法令

| 法令等 | 条文 |
|-------------------------------------|---|
| 都市公園法運用指針 (第2版)、平成24年4月、国土交通省都市局 | 法第5条第2項第1号に規定する「 <u>公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難</u> 」とは、公園施設を運営するに当たり、一般的には <u>営利行為を伴うもの</u> 、又は専門的な経営・運営ノウハウを必要とするものが <u>対象となる</u> ものと考えられる。 |
| | 第三者が管理する公園施設は一般公衆の利用に供するものである。なお、その管理にあたり、営利行為を伴う場合も想定されるため、 <u>営利行為を伴う公園施設の許可</u> にあたっては、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設たる都市公園の本来の使命に影響を及ぼすことのないよう、入場料その他の <u>料金の価格</u> や販売する <u>物品の種類及び価格等が社会通念上適正なものかどうか確認するとともに、必要に応じ指導等を行うことが望ましい。</u> |
| | 第三者に公園施設を設置又は管理させる場合には、公園管理者が地方公共団体である場合は <u>地方自治法第225条に基づき条例の定めるところにより</u> 、公園管理者が国土交通省大臣であるときは施行令第20条に基づき <u>使用料を徴収することができる</u> のは従前の通りであり、これは法第5条第2項第2号による許可を行う場合にも適用される |
| 地方自治法 (昭和二十二年四月十七日法律第六十七号) | 第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする <u>行政財産の使用又は公の施設の利用</u> につき <u>使用料を徴収することができる</u> 。 |

3) 須坂市都市公園条例

臥竜公園エリア内での以下の行為については、市長の許可が必要となる。また、公園施設を使用するものは以下の使用料を納付する必要がある。

①公園施設を設ける場合

| 都市公園名 | 種類 | 名称 | 単位 | 金額 |
|-------|------|----------|---------------|---------|
| 臥竜公園 | 便益施設 | 売店及び軽飲食店 | 3.3 平方メートル 1年 | 1,000 円 |

②第 4 条第 1 号各号に掲げる行為をする場合

| 都市公園名 | 行為 | 単位 | 金額 |
|-------|--------------------|---------|---------|
| 臥竜公園 | 第 1 号及び第 2 号に掲げる行為 | 1 日 1 所 | 200 円 |
| 百々川緑地 | 第 3 号及び第 4 号に掲げる行為 | 1 日 1 所 | 2,090 円 |

備考 市内に住所を有しないものは、規程使用料の 2 倍を徴収する。

4) 須坂市都市公園売店設置許可基準要綱

臥竜公園エリア内で売店を設置する場合の基準は以下の通りである。

指定管理者制度の場合、公園売店設置許可について、指定管理者へ権利移譲することも検討する必要がある。

表 3.4.19 売店設置許可に関する事項

| | |
|-------|---|
| 対象 | 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項及び須坂市都市公園条例（昭和 36 年条例第 9 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定により設置する売店（商店及び飲食店等） |
| 設置数 | 都市公園内に設置する売店数は 10 店以内とする |
| 面積・構造 | <p>(1)売店の敷地の許可面積は、149 平方メートル以内とする。ただし、建物の面積に算入されない軒、ひさし、はねだし縁及びその他これらに類する物の面積を加算した面積がこれを超えるときは、その面積とする。</p> <p>(2)前号の規定にかかわらず自動販売機設置の面積として、3.3 平方メートル以内の面積を前号に規定する面積に加算することができる。</p> <p>(3)売店の構造は、平家建とし、建物の許可面積は、126 平方メートル以内とする。</p> <p>(4)居室の床面積は、10 平方メートル以内とする。</p> <p>(5)柵、生垣及び排水施設等の設置は、市（管理者）が指定した場所以外に設けてはならないものとする。</p> <p>(6)屋根の色は、黒色、レンガ色又は青色とするものとし、屋外の壁の色は、赤系色若しくは暗紫色、又は黒色以外のものとする。</p> <p>(7)看板及び照明施設は、公園の風致を害しないものとする。</p> |

5) 須坂市体育施設条例

臥竜公園エリア内の勤労青少年体育センター、弓道場、県民運動広場、市営野球場、臥竜公園庭球場、百々川緑地は、それぞれの競技種目の練習及び競技に使用することを目的としており、その使用目的以外での使用や行為には制限がある。ただし、市長が認めたものについては許可されることとなっている。臥竜公園内の体育施設を含む臥竜公園エリア全体へ指定管理者制度を導入する場合は、条例改正が必要である。

表 3.4.20 体育施設の制限に関する事項

| 条例等 | 条文 |
|------------------------------------|--|
| 須坂市体育施設条例（昭和 42 年 10 月 1 日条例 22 号） | <p>第 3 条 体育施設は、それぞれの競技種目の練習及び競技に使用するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。</p> |
| | <p>第 5 条 市長は、以下各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可をしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 風紀、秩序をみだし、又は他人に迷惑をかけるおそれがあるとき。 (2) 使用目的以外に使用したとき。 (3) 許可の条件を違反したとき。 (4) 施設、設置を損傷するおそれがあるとき。 (5) その他管理上必要があるとき。 |
| | <p>第 10 条 使用者は以下各号の行為をしてはならない。ただし、市長が管理上支障がないと認め、これを許可した場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設備の原状を変更すること。 (2) 特別の設備を行うこと。 (3) 飲食物、刊行物その他の物品を販売すること。 (4) 広告物を揚げ、又は宣伝ビラ等を配布すること。 (5) 指定の場所以外で喫煙、その他の火気を使用すること。 |

6) 須坂市公民館条例

南部地域公民館では、使用の禁止及び制限に関する事項を定めている。
 臥竜公園内の公民館を臥竜公園エリア全体へ指定管理者制度を導入する場合は、条例改正が必要である。また、公民館は教育委員会が権限所管となり他の施設の市長と異なるため、一体管理とする場合の所管や運用方法に配慮が必要である。

表 3.4.21 公民館の制限に関する事項

| 条例等 | 条文 |
|--|---|
| 須坂市公民館条例 (平成 12 年 3 月 28 日条例第 6 号) | 第 8 条 教育委員会は、以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。 (1)公益若しくは公安を害し、又は風俗をみだすおそれがあるとき。 (2)施設及び備品等を損傷するおそれがあるとき。 (3)その他管理上必要があるとき。 |
| | 第 9 条 教育委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が以下の各号のいずれかに該当するときは、許可の取消し又は使用の停止、入場の禁止若しくは退場を命ずることができる。この場合、使用者に生じた損害については、教育委員会はその責を負わない。 (1)使用の目的以外に使用したとき。 (2)第 7 条第 2 項の条件を履行しないとき。 (3)前条各号のいずれかに該当したとき。 (4)第 13 条の規定に違反したとき。 |
| | 第 7 条 中央公民館及び地域公民館を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の使用許可に当たり、管理運営上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。 |
| | 第 13 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 |

7) 臥竜山公会堂条例

臥竜山公会堂では、使用の制限に関する事項を定めている。臥竜公園内の公会堂を含む臥竜公園エリア全体へ指定管理制度を導入する場合は、条例改正が必要である。

表 3.4.22 公会堂の制限に関する事項

| 条例等 | 条文 |
|--------------------------------------|--|
| 須坂市臥竜山公会堂条例（昭和 54 年 3 月 28 日条例第 1 号） | <p>第 3 条 臥竜山公会堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に当たり必要に応じて条件を付することができる。</p> |
| | <p>第 4 条 市長は、以下の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可をしない。既に許可したものについては、許可の取消し、又は使用の停止をさせることができる。この場合、使用者に生じた損害については、市はその責を負わない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗をみだすおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(5) その他管理上必要があるとき。</p> |

当該事業の対象施設には、公民館等の社会教育施設が含まれており所管が教育委員会であるなど包括的一体的な指定管理者制度にあたっては課題がある。

(3) まとめ

臥竜公園エリア内の建築物に関する制限について整理した。

1) 施設整備に関する制限

| 内容 | 根拠法令 |
|---|------------------------------|
| 【建築規制の基準】 ・ 建蔽率：60%（市街化調整区域） ・ 容積率：100%（市街化調整区域） ・ 道路斜線制限：勾配 1.25 ・ 日陰規制：（対象建築物）高さ 10m を超える建築物 | 建築基準法 |
| 【新築、増築、改築若しくは移転に伴う届け出】 ・ 高さ 10m を超えるもの又は建築面積 500 m ² を超えるもの | 景観法 |
| 【外観を変更することになる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴う届出】 ・ 変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの | 景観法 |
| 【新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更に伴う景観育成基準】 ・ 配置、規模、形態・意匠、色彩等、敷地の緑化への制限あり | 景観法 |
| 【地域地区区分別の高さ制限値】 ・ 都市部地域 第一種住居地域：容積率 200%、建ぺい率 60%、制限値 20m 田園集落地域 市街化調整区域：制限値 10m | 景観法 |
| 【一般地域で使用できる彩度（外壁及び屋根）】 ・ 橙（YR） 6 ・ 黄（Y）・赤（R） 4 ・ その他 3 以下 | 景観法 |
| ・ 屋根付き広場、休憩所、野外劇場及び野外音楽堂、便所を設ける場合は各種基準に準ずる | 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準 |
| 【売店を設置する場合】 ・ 売店数は 10 店以内 ・ 敷地の許可面積は 149 m ² 以内（自動販売機を設置する場合は 3.3 m ² 以内の面積を加算できる） ・ 構造は平屋建、建物の許可面積は 126 m ² 以内 ・ 居室の床面積 10 m ² 以内 ・ 屋根の色は、黒色、レンガ色又は青色、外壁は赤系色若しくは暗紫色、又は黒色以外 | 須崎市都市公園売店設置許可基準要綱 |

2) 施設運営に関する制限

| 内容 | 根拠法令 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 公園管理者以外の者の公園施設の設置、又は管理期間は十年以内 | 都市公園法 |
| <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が行うことができる管理の範囲は地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（行為の許可、自らの収入とする利用料金の收受、事実行為、（自らの収入としない利用料金の收受、清掃、巡回等）等） | 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」平成15年9月2日付 |
| <p>【臥竜公園エリア内に公園施設を設ける場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 便益施設（売店及び軽飲食店）3.3㎡あたり1年1,000円の使用料の納付 <p>【臥竜公園、百々川緑地内で第4条第1項各号に掲げる行為をする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号及び第2号に掲げる行為：1日1所 200円の納付 第3号及び第4号に掲げる行為：1日1所 2,090円の納付 <p>※市内に住所を有しないものは規程使用料の2倍を徴収</p> | 須坂市都市公園条例 |